入　札　説　明　書

件　名　　救助工作車Ⅲ型

仙　　台　　市

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成 7年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号），仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。），物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。），仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名（件名）及び数量
(2)　調達物品の特質等
(3)　納入場所
(4)　納入期限

（(1)～(4)：別記の１）

2　競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限現在において，次に掲げる要件をすべて満たす者で，本市の審査により入札参加資格があると認められたものとする。

(1) 本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。（別記の３により申請した者も含む。）
(2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
(3) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
(4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第２条第１項の規定による指名停止を受けていないこと。
(5) 別記の２に該当すること。（別記の３により申請した者も含む。）
(6) 別記の９の書類を提出できるものであること。

3　競争入札参加申請

競争入札参加希望者は，一般競争入札参加申請書及び誓約書（要綱　別記様式）に別記の９で示した書類等を添付し，別記の５に示した日時までに，財政局契約課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

<u>なお，「メンテナンス体制証明書(別紙１－１，１－２)」及び「同等品申請書兼承認書（別紙２）」については，競争入札参加申請の前に発注課の確認及び承認を受けること。</u>

4　仕様書についての質問及び回答

(1) 競争入札参加希望者は，当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は，別添質疑応答書を用い，別記の６(1)に定めるところにより，関係職員に説明を求めることができる。
(2) 質問に対する回答は，別記の６(2)に示した期限までに，本市のホームページへの掲載及び財政局契約課内に掲示することにより行う。

5　競争入札参加資格の審査結果

上記２に掲げる審査結果については，別記の７に示した期限までに通知する。

6　入札保証金

入札保証金は免除する。

7　入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時・場所は，別記の８(2)に定める。

(2) 競争加入者又はその代理人は，仕様書，図面，別記様式の契約書案及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。

(3) 競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(4) 入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(5) 競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(6) 競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証，パスポート，会社発行の写真付身分証等ですべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(7) 競争加入者又はその代理人は，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(8) 入札室において，次の各号の一に該当する者は，当該入札室から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ，又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し，又は不正の利益を得るため連合をした者

(9) 競争加入者又はその代理人は，本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(10) 競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア　供給物品名（件名）　　　「救助工作車Ⅲ型」

イ　入札金額

ウ　競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

エ　代理人が入札する場合は，競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印

(11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示とし，**総額（消費税及び地方消費税額抜き）**で入札すること。

(12) 競争加入者又はその代理人は，入札書を作成し，当該入札書を封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日付，件名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。

なお，郵便（配達証明付き書留郵便に限る。）による入札は，二重封筒とし，上記で示した入札書のほか，一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。ただし，郵便による入札は初度のみ認める。また，別記の８(3)に定める受領期限までに到達するよう郵送すること。電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(13) 競争加入者又はその代理人の入札金額は，調達物品の本体価格のほか，郵送費，保険料，関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。

(14) 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契

約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(15) 競争加入者又はその代理人は，入札書に使用する印鑑を持参し，再度入札等に備えること。

(16) 入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(17) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限は，別記の８の(3) のとおりとする。

(18) 入札・開札日時及び場所は，別記の８の(2) のとおりとする。

(19) 競争加入者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし，採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。

(20) 競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし，入札金額の訂正は認めない。）

(21) 競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(22) 入札執行主務者は，競争加入者又はその代理人が相連合し，又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは，当該入札を延期し，又は廃止することがある。

(23) 入札後，仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。

(24) 開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(25) 開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。

8　無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは，これを無効とする。

(1) 上記２に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 要綱第４条第３項の規定により，入札参加資格を失った者の提出した入札書

(3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書

(4) 競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書

(5) 代理人が入札する場合は，競争加入者本人の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

(6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書

(7) 入札金額の記載が不明確な入札書

(8) 入札金額を訂正した入札書

(9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書

(10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書

(11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書

(12) 公正な価格を害し，または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

(13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し，価格又はその他の点に関し，明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(14) その他入札に関する条件に違反した入札書

9　落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札

者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。

(3) 落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(4) 落札者が，規則第14条で定める期日まで，契約書の取り交わしをしないときは，落札の決定を取り消す。

10　入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に，次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該入札を無効とする。また，落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。

(1) 「２　競争加入者に必要な資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

11　苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し，政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は，その事実を知り，又は合理的に知りえたときから10日以内に，書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

12　留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は，事情変更により契約解除をすることがある。

13　契約保証金

契約保証金は免除する。

14　契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から５日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ，確定しないものとする。

15　支払いの条件

納入物品の代金は，検査合格後請求により30日以内に支払う。

16　契約条項

別紙契約書案，規則及び特例規則による。

17　その他必要な事項

(1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については，すべて当

該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 上記２(1) に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も上記３により申請書及び添付書類を提出できるが，競争に参加するためには，当該資格の審査を受け，かつ，競争参加の資格の確認を受けなければならない。

別　記

1　競争入札に付する事項

（1）調達物品名（件名）及び数量

救助工作車Ⅲ型　　　　　　　　　　　１台

（2）調達物品の特質等

別冊仕様書のとおり

（3）納入場所

仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町2－15）

（4）納入期限

平成26年3月31日まで

2　競争加入者に必要な資格

（1）資本金10,000千円以上であること。

（2）仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「大型・特殊車」で申請している者であること。

3　本市の競争入札参加資格の決定を受けていないものの資格申請

入札に参加するもので，本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は，次のとおり当該資格申請をすることができる。

（1）　受付期間　平成25年7月3日から平成25年7月19日　17時まで

（2）　提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（3）　提出書類　本市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料

（4）　提出方法　持参すること。

4　入札説明書等の公開期間及び入手方法

（1）公開期間　平成25年7月3日から

（2）入手方法　仙台市財政局契約課ホームページでダウンロードすること。

http://www.city.sendai.jp/business/keiyaku/keiyaku_01_01.html

5　一般競争入札参加申請及び添付書類の提出期間，場所及び提出方法

（1）提出期間　平成25年7月3日から平成25年7月19日 17時まで

（2）提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（3）提出方法　持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

6　仕様書について質問及び回答

（1）質問書の提出期間・場所等(見積に必要な事項に限る。)

上記５(1)の期間に５(2)の場所に，持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

（2）質問書に対する回答期限

平成25年7月29日

7　入札参加資格の審査結果通知期限

平成25年8月6日

8　入札及び開札

(1) 入札担当部局

（所　在　地）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（担　当　課）　仙台市財政局契約課（物品契約係）

（調達責任者）　仙台市長　奥山　恵美子

(2) 入札・開札日時及び場所

ア　日　時　　平成25年8月21日　　13時40分

イ　場　所　　仙台市財政局契約課入札室

(3)　郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)による場合

ア　受領期間　　平成25年8月6日から平成25年8月20日まで

イ　受領期限　　平成25年8月20日　17時00分

ウ　住　　所

（郵便番号）　980-8671

（所　在　地）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（担　当　課）　仙台市財政局契約課（物品契約係）

9　その他

(1) 入札公告に示した特質等を有する物品を納品できることを証明するものとして，下記の書類を競争入札参加申請時に提出すること。

ア　メンテナンス体制証明書　（別紙１－１，１－２／確認済みのもの）

イ　同等品申請書兼承認書　　（別紙２／承認済みのもの）

留　意　事　項

※一般競争入札参加資格認定通知書の再発行はいたしません。
※下記の書類が不備の際，失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

○　申請時の提出書類

No	項　目
1	一般競争入札参加申請書
2	メンテナンス体制証明書（別紙１－１，１－２） ※確認済みのもの
3	同等品承認書（別紙２） ※同等品を申請する場合のみで，承認済みのもの
4	誓約書（要綱　別記様式）

●　入札時の必要書類等

No	項　目
1	一般競争入札参加資格認定通知書　（写し可）
2	身分を確認できるもの （免許証・パスポート，会社発行の写真入り身分証明書等。ただし，原本に限る。）
3	代理人が入札する場合は，委任状（本市様式に限る。）
4	入札書（本市様式に限る。）
5	入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。）
6	再度入札等に使用する印

※身分確認の書類は，写真付名刺，健康保険証は不可。

質　疑　応　答　書

件名

※回答は，本質問書の提出期限後１０日以内に，本市ＨＰ，掲示で行います。

整理番号						

質　問　事　項	回　答

注１　この質疑応答書は，仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
注２　提出期間を過ぎた場合は，受理しません。

㊞

［別紙１－１］

メンテナンス体制証明書

［救助工作車Ⅲ型］

１　当該車両のメンテナンスが行える整備工場（整備拠点でも可能）

⑴　最寄りの整備工場（整備拠点の）名称及び所在地（電話番号を含む）

⑵　入札希望者との関係

⑶　整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

⑷　点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、１日で対応いたします。

２　部品供給体制

⑴　部品供給の総括窓口及び担当者名（電話番号を含む）

⑵　供給系統（フローチャート図）

㊞

［別紙１－２］

３　技術員の派遣体制

⑴　最寄りの整備工場の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、１日以内で対応いたします。

⑵　メーカーの技術員の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、２日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）仙台市長

競争入札参加希望者　住　　所

会 社 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　㊞

平成　　年　　月　　日

上記について確認しました。

仙台市消防局総務部管理課長　中村　良幸　㊞

㊞

［別紙２］

同等品申請書兼承認書

〔救助工作車Ⅲ型〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　／　　枚）

No.	品名(材料)	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※　上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会 社 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※　上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

仙台市消防局総務部管理課長　中村　良幸　㊞

印

入　　札　　書

件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成　　年　　月　　日

（宛 て 先 ）

仙　台　市　長

会社（商店）名

入 札 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　※　本人の場合

印

入　　札　　書

件名　○○○○○○○○

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	￥	○	○	○	○	○	○	○	○

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

（宛 て 先）

仙　台　市　長

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　代表取締役　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　※　代理人の場合

印

入　　札　　書

件名＿＿〇〇〇〇〇〇〇〇＿＿＿＿＿＿＿＿

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	0	0	0	0	0	0	0	0

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（宛 て 先）

仙　台　市　長

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　　〇〇　〇〇　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

印

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

（宛 て 先 ）

仙　台　市　長

住　所

委任者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は　　　　　　　　　を代理人と定め，平成　　年　　月　　日

仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する

一切の権限を委任します。

記

件　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受任者は次の印鑑を使用します。

使　　用　　印　　鑑

〔記載例〕

印

委　　任　　状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（宛 て 先 ）

仙　台　市　長

住　所　〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

委任者　　　　　△△△△株式会社

氏　名　代表取締役　　〇〇　〇〇　　　印

私は〇〇〇〇〇を代理人と定め，平成〇〇年〇〇月〇〇日仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名　〇〇〇〇〇〇〇〇

受任者は次の印鑑を使用します。

使　用　印　鑑　　印

㊞　　　　　　（案）

契　約　番　号
第　　　　　　　号

製造請負契約書

収入印紙

1　物　件　名　…………………………………

2　数　　　量　…………………………………

3　契約金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

うち消費税及び地方消費税

千	百	拾	万	千	百	拾	円

4　契約保証金　　　免　　除

5　納入場所　…………………………………

6　納入期限　　平成　　年　　月　　日

上記の物件の製造について，仙台市を発注者，消費税及び地方消費税に係る（課／免）税業者…………………………を受注者とし，上記事項及び次の条項によって物件の製造の請負に関する契約を締結する。

平成　　年　　月　　日

発注者
住　所
氏　名　　　　　　　　　　　　印

受注者
住　所
氏　名　　　　　　　　　　　　印

（総則）
第１条　受注者は，別冊の仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に基づき，頭書記載事項に従い，頭書の物件を製造し，発注者に納入するものとする。
２　受注者は，発注者の指示により，頭書の納入期限内において，当該物件を分納することができる。
３　設計図書に明示されていないもの，又は仕様書，図面の交互符合しないものがある場合は，発注者と受注者とが協議のうえ定める。ただし，軽微なものについては，発注者の指示に従うものとする。

（権利義務の譲渡等）
第２条　受注者は，この契約により生ずる権利若しくは義務を，第三者に譲渡し又は承継させてはならない。
２　受注者は，この契約に基づく物件又は検査済み材料は，これを第三者に売却し若しくは貸与し又は担保の目的に供してはならない。
３　前２項の規定にかかわらず，あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は，この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）
第３条　受注者は，頭書物件の製造の全部又は大部分を，一括して第三者に委任し又は請負わせてはならない。ただし，あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は，この限りでない。

（特許権等の使用）
第４条　受注者は，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし，発注者がその履行方法を指定した場合において，仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく，かつ，受注者がその存在を知らなかったときは，発注者は，受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（材料の品質及び検査等）
第５条　製造に使用する材料につき，設計図書にその品質が明示されていないものは，均衡を得たものを使用するものとする。
２　製造に使用する材料のうち，あらかじめ設計図書に発注者の検査を受けることを明示されたものについては，当該検査に合格したものを使用しなければならない。

（支給材料及び貸与品）
第６条　発注者から受注者への支給材料及び貸与品の品名，数量，材質並びに引渡場所及び引渡時期は，設計図書に記載したところによるものとする。

（設計図書不適合の場合の改造義務）
第７条　受注者は，頭書物件の製造が設計図書に適合しない場合において，発注者がその改造を請求したときは，これに従わなければならない。ただし，このために請負代金の増額又は履行期限の延長をすることができない。

（契約の変更及び中止等）
第８条　発注者は，必要あると認めるときは，受注者に対して契約内容を変更し又は製造の一時中止をさせることができる。この場合において，請負代金又は履行期限その他契約条件を変更する必要があるときは，発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

（受注者の請求による履行期限の延長）
第９条　受注者は，天災その他受注者の責めに帰することができない理由により，この契約の履行が遅延するおそれが生じたときは，発注者に対して遅滞なく書面にその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は，発注者と受注者とが協議のうえ定める。

（一般的損害等）

第10条　製造物件の引渡し前に生じた一切の損害は，受注者の負担とする。
２　受注者は，債務の履行について第三者に損害をおよぼしたときは，その賠償の責めを負う。

（検査）
第11条　受注者は，頭書物件の製造を完成したときは，書面により発注者に通知し検査を受けなければならない。第１条第２項の規定により分納する場合も同様とする。
２　発注者は，前項の通知を受けた日から10日以内に，受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。

（検査における不合格等）
第12条　検査の結果，不合格と判定されたときは，受注者は自己の費用をもって直ちにこれを補修し又は改造等の必要な処置をとらなければならない。

（引渡し）
第13条　発注者は，第11条第２項の検査に合格したときは，当該物件の引渡しを受けるものとする。

（中間検査）
第14条　発注者は，必要ある場合には，製造の中途において出来形部分の検査を行うことができる。

（請負代金の支払い）
第15条　受注者は，第13条の規定による引渡し完了後，所定の手続きに従って請負代金の支払いを請求するものとする。
２　発注者は，前項の支払い請求があったときは，その日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

（部分払）
第16条　受注者は，第１条第２項の規定により分納したときは，分納部分に対する請負代金相当額につき部分払を請求することができる。

（瑕疵担保）
第17条　受注者は，引渡しの日から１年間，製造物件の瑕疵を補修し又はその瑕疵によって生じた滅失若しくはき損その他の事故に対して損害を賠償しなければならない。ただし，発注者が特に必要があると認めるときは，別に瑕疵担保の期間について定めることができるものとする。

（履行遅滞の場合における違約金）
第18条　受注者の責めに帰すべき理由により，この契約の履行を遅延したときは，受注者は，請負代金（発注者が第１条第２項の規定により引渡しを受けたものがあるときは，当該部分に相当する代価を差し引いた額）につき，遅滞日数に応じ，年3.0パーセントの割合で計算した額を，違約金として発注者に支払わなければならない。
２　発注者の責めに帰すべき事由により，第15条第２項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては，受注者は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）
第19条　発注者は，受注者が次の各号の１に該当するときは，この契約を解除することができる。
(1)　正当な理由がなくこの契約を履行しないとき又は頭書の履行期限内に履行できる見込みがないとき。
(2)　この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
(3)　前各号のほか契約事項に違反したとき。
２　発注者は，前項の規定によりこの契約を解除したときは，既成物件を検査のうえ，当該検査に合格した部分は，発注者が認定する代金を受注者に支払って既成物件を発注者に帰属させることができる。
３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合においては，受注者は，請負代金額の10分の１に相当

する額を違約金として，発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

４　第１項各号に規定するもののほか，発注者は，特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第５条第２項の要請を受けた場合において，これに従うときは，特に必要があると認められるものに限り，当該契約を解除することができる。

（談合による解除）

第 19 条の２　発注者は，受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第１項に規定する排除措置命令が，同条第７項又は同法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(2) 受注者に対してなされた独占禁止法第 50 条第１項に規定する課徴金の納付命令が，同条第５項又は独占禁止法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(3) 受注者に対してなされた独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。）に対し，受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第１項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 受注者に対してなされた審決に対し，受注者が独占禁止法第 77 条第１項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において，当該訴えを却下し，又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）が，刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定による刑に処せられたとき。

２　前条第２項及び第３項の規定は，前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

第19条の３　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1)　受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第１号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第１号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員(要綱第２条第４号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団関係者（要綱第２条第５号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり，又は県警が認めたとき。

(2)　受注者（その使用人（要綱別表第２号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては，当該使用人を含む。以下この条において同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団等（要綱第１条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(3)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第２条第３号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し，若しくは関与していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(4)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(5)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等であることを知りながら，これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

２　受注者が共同企業体である場合，その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは，同項の規定を適用する。

３　第19条第２項及び第３項の規定は，前２項による解除の場合に準用する。

４　受注者は，この契約の履行に当たり暴力団等から不当介入（要綱第２条第６号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは，速やかに所轄の警察署への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第７条第２項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（解除に伴う措置）

第20条　この契約が解除された場合においては，受注者は，発注者に返還すべき物件があるとき，これを発注者に返還しその他の物件については，発注者と協議して定める期間内に引取る等適当な措置を講じなければならない。

２　前項の場合において，受注者が正当と認められる事由がなくて所定の期間内に物件を引取らずその他適当な措置を講じないときは，発注者は受注者に代わってその物件を処分することできる。この場合においては，受注者は，これに要した費用を負担しなければならない。

（損害賠償の予定）

第21条　受注者は，第19条の２第１項各号のいずれかに該当するときは，業務の完了の前後を問わず，又は発注者が契約を解除するか否かを問わず，損害賠償金として，契約金額の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし，同項第1号，第3号又は第4号に該当する場合において，排除措置命令又は審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には，この限りでない。

２　前項の場合において，受注者が共同企業体であり，かつ，既に当該共同企業体が解散しているときは，発注者は，受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払の請求をすることができる。この場合において，受注者の代表者であった者及び構成員であった者は，連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

３　第１項の規定は，発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において，超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に，実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても，同様とする。

（賠償金等の徴収）

第22条　受注者がこの契約に基づく賠償金，損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは，発注者は，その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払いの日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と，発注者の支払うべき契約代金とを相殺し，なお不足があるときは追徴することができる。

２　前項の追徴をする場合には，発注者は，受注者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

（補則）

第23条　この契約に関し，発注者と受注者との間に紛争を生じたときは，発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼するものとする。

発注者及び受注者は，本書２通を作成し，それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

H25年度

仕　　様　　書

件名　救　助　工　作　車　Ⅲ 型

仙台市消防局総務部管理課

第１　入札案件

１　品名

救助工作車Ⅲ型（救助用資機材，高度救助用資機材及びテロ対策用特殊救助資機材を含む）

２　数量

１台

３　納入期限

平成２６年３月３１日

４　納入場所

仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町２－１５）

第２　総則

１　目的

この仕様書は，仙台市消防局（以下「当局」という。）において，平成２５年度に購入する救助工作車Ⅲ型（救助用資機材，高度救助用資機材及びテロ対策用特殊救助資機材を含む）（以下「本車」という。）の一切に適用する。

２　概要

本車は，動力取出装置，ウインチ，クレーン及び発電照明装置を装備し，各種救助用資機材を積載した人命救助を目的とする消防車である。

３　適合法令

本車は，「緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱」，「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）」，「道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)」その他関係法令，通達に適合し，緊急自動車として承認の得られるものであること。

４　製作上の問題処理

製作は，仕様目的を十分に達成するため誠意をもって行い，仕様内容に疑義の生じた場合は，その都度速やかに当局と協議を行い解釈すること。

また，本車製作に当たり工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じたときは，受注者においてこれらの問題解決を行うこと。

５　製作上の注意

消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し，次のとおりとすること。

⑴　各装置及びパーツの取り付けは，原則としてボルト締付けとすること。
　なお，ボルト等は，ネジロック剤を使用し確実に締め付けること。

⑵　車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。特に下廻りの部材の継ぎ目は，すべてコーキングをすること。

⑶　清掃，点検，調整及び修理が容易に行えること。

⑷　使用取扱上の安全性，操作性を十分に考慮したものであること。

⑸　全体的に重量軽減を図り，前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。

⑹　堅ろうにして長期の使用に十分に耐え得るものであり，かつ，維持管理が経済的に行えるものであること。

⑺　水洗い整備ができるとともに，残水等の生じない構造とすること。又，器具接触等により塗装剥離のおそれのある部分には，適切な保護対策を講じること。

⑻　車両は荷重衝撃，曲がり，ねじれ，ずれ等に対し十分余裕のある強度を有し耐久性の高いものとすること。

６　規格及び表示

⑴　規格

車両に使用する材料及び部品は，次のとおりとすること。

ア　ネジ類については，ＩＳＯネジ又は，これに準じたものを使用すること。

イ　前記以外は，すべて日本工業規格（ＪＩＳ）のものを使用すること。

⑵　表示

ア　車両に使用する絵表示以外の表示は，日本語，又は英語で表示すること。

イ　車両に使用する単位等の表示は，すべてＳＩ単位で表示すること。

7　登録の費用

当該車両の新規登録に要する費用のうち，自動車重量税及び自賠責保険の費用は発注者負担とし，車庫証明書その他の新規登録に要する費用は，受注者がすべて負担すること。

また，自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は，発注者が負担するものとし，受注者が立替え払いし，納車後当該車両代金と別に発注者に請求すること。

8　登録の代行

本車製作完了後，新規登録のための手続きを受注者が代行し，東北運輸局宮城運輸支局長の行う当該検査に合格させること。

9　保証

本車の保証期間は，検査合格後１年とする。

なお，保証期間後であっても設計，製作及び材質不良等の瑕疵によって生じた問題については，受注者が無償で修復すること。

10　事故防止

架装及び車両の移動に当たっては，事故防止に万全の注意を払い，万一事故が発生した場合は，速やかに当局に連絡するとともに，その被害等について一切の責任を負うこと。

11　検査

⑴　受注者は，発注者が行う検査を受けること。

⑵　検査は，車検取得後に行うものとし，車両，取付品，積載品，付属品すべてを一括して行うものとする。

⑶　その他必要に応じ検査を行うものとする。

12　提出書類

12－１　提出書類

⑴　製作承認図書類，完成図書及び取扱説明書は，Ａ４判のファイルに編綴すること。（写真は除くこと。）

⑵　図面は，すべてＡ２判又はＡ３判とすること。

⑶　外国製品については，すべて日本語に翻訳すること。又，各単位には，ＳＩ単位を併記すること。

⑷　外注先一覧表・・・１部

製作を外注する場合は，次の内容の外注先一覧表を当局に提出すること。

ア　会 社 名

イ　所 在 地

ウ　電話番号

エ　外注内容（品目及び作業内容等）

12－２　着手届け・・・１部

契約日の翌日まで，当局に着手届けを提出すること。

12－３　全体工程表・・・２部

契約後１４日以内に，シャシーの製作を含めた全体の工程表を当局に提出すること。

12－４　製作承認図書類・・・３部（返却分１部を含む）

受注者は，架装開始前に仕様書に基づく次の製作書類を速やかに提出し当局の承認を受けること。

⑴　詳細な架装工程表（外注先の作業工程を含む）

⑵　製作承認図

ア　架装外観５面図

イ　詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図（３面図）

ウ　骨組及び配管図

エ　電気配線図（種類，電球のワット数明示）

オ　改造自動車重量計算書

12－５　完成図書

完成図書は，次のとおりとし，完成車納入時提出すること。

12－５－１　シャシー関係図・・・２部

⑴　シャシーの消防受託試験合格の写し
⑵　シャシーの図面（３面図）
⑶　動力取出装置（以下「ＰＴＯ」という。）の図面
⑷　シャシーの改造関係（キャブ取付品その他）の図面
⑸　シャシーの架装資料
⑹　シャシーの諸元明細書又は詳細な仕様書
⑺　シャシーカタログ
⑻　シャシー使用電球型式一覧表（増設部を含む）
⑼　シャシー使用ヒューズ型式一覧表（増設部を含む）
⑽　シャシー電気配線図（増設部）

12－５－２　シャシー架装関係図書・・・２部

⑴　架装外観５面図（承認図を修正したもの）
⑵　完成車の最小回転半径の走行軌跡
⑶　詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図（３面図で承認図を修正したもの）
⑷　詳細なはしご積載装置の図面（ストッパー装置の図面を含む）
⑸　骨組及び配管図
⑹　電気配線図（承認図を修正したもので種類，電球のワット数とＪＩＳ番号明示）
⑺　使用電球一覧表
⑻　使用ヒューズ・ブレーカー一覧表
⑼　発電装置（動力伝達装置を含む）関係図面
⑽　発電装置関係の詳細な仕様書及び諸元
⑾　伸縮装置及び照明装置関係の図面，詳細な仕様書及び諸元
⑿　ウインチの関係図，詳細な仕様書及び諸元
⒀　シャッター関係図，詳細な仕様書及び諸元
⒁　クレーン装置の関係図，詳細な仕様書及び諸元
⒂　取付機器の油脂類一覧表
⒃　使用材料一覧表
⒄　装備品等一覧表（品名，数量，製作会社名，電話番号，型式明示）
⒅　装備品等の仕様明細書（諸元明示）
⒆　装備品等のカタログまたは写し
⒇　改造自動車等審査届出書写し
㉑　自動車検査証写し
㉒　重量測定及び転覆角度試験結果成績書（写真付）

12－５－３　救助用及び高度救助用資機材完成図書・・・２部

⑴　納入資機材一覧表
　ア　品名
　イ　数量
　ウ　型式
　エ　メーカー名（住所及び電話番号等）
　オ　販売店名（住所及び電話番号等）
　カ　修理業者名（最寄の修理業者がある場合は，その修理業者名，住所及び電話番号も記入すること），住所及び電話番号等
⑵　各資機材のカタログ
⑶　各資機材の諸元または詳細な仕様書
⑷　各資機材の使用電球一覧表（電球を使用する資機材）
⑸　使用ヒューズ一覧表
⑹　資機材に使用する油脂類一覧表
⑺　資機材に使用する電池類一覧表

⑻　資機材試験成績証（鑑定等のあるもの）の写し
⑼　資機材の保証書（１部）
⑽　その他必要と認めるもの

12－６　取扱説明書

⑴　シャシー取扱説明書（シャシー取付品を含む）
⑵　発電装置，伸縮装置及び照明関係取扱説明書（点検及び注油個所説明書含む）
⑶　ウインチ装置取扱説明書（点検及び注油個所説明書含む）
⑷　シャッター取扱説明書（点検及び注油個所説明書含む）
⑸　クレーン装置取扱説明書（点検及び注油個所説明書含む）
⑹　装備品取扱説明書（電子サイレンアンプ，赤色回転灯,その他取付品積載品付属品等）
⑺　救助用資機材取扱説明書（点検及び注油個所説明書含む）
⑻　高度救助用資機材取扱説明書（取扱説明書は基本的に日本語とすること（点検及び注油個所説明書含む））

12－７　写真（ネガ又はＣＤ－Ｒ等の電子データ付き）

⑴　架装工程写真（本車架装中のもので工程毎提出すること）（カラーL判程度）・・・１式
⑵　完成写真（カラーL判程度）
　ア　緊急自動車事前届出用（前後左右撮影，車検取得前のもの）・・・各２部
　イ　緊急自動車届出用（前後左右撮影，車検取得後のもの）・・・各２部
　ウ　照明装置関係，ウインチ，クレーンの取付状況・・・各１部
　エ　資機材収納部の状況・・・各１部

13　点検整備

納車後３ケ月の法定定期点検整備は，受注者が無償で行うこと。

14　技術指導

受注者は，納車後一週間程度機器の取り扱い及び保守点検について，当局職員に対し無償で技術指導を行うこと。技術指導は器材に習熟した者を当局に派遣することとし，当局職員に疑義ある時は，すみやかに返答できるものとすること。

第３　仕様

１　材質の規格

⑴　材料及び部品は，すべて新規製品を使用すること。
⑵　骨組等主要構造は，一般構造用圧延鋼材（ＳＳ４００）以上の強度を有する材料を使用すること。
⑶　油圧配管は，圧力配管用炭素鋼鋼管又は高圧ホースとすること。
⑷　ステップ等は，アルミ縞鋼板を使用すること。
⑸　保護枠，計器板，蝶板，手すり，握り棒その他の金属露出部分及び外部に取り付けるボルト，ナット類はすべてステンレス製部材を使用すること。
⑹　コーキング及びシーリング類は，経年変化により硬化しない弾力性のあるものを使用すること。
⑺　電池及び電池パックを使用するものは，各メーカーが指定するものを使用し，必要数を入れておくこと。
⑻　潤滑油及び各種作動油は，各メーカーが指定するものを使用し，規定量を入れておくこと。
⑼　その他の材料は，次によること。
　ア　プラスチック類は，難燃性のものを使用すること。
　イ　ゴム製品及び合成樹脂製品は，耐油性のものを使用すること。
　ウ　木材は，十分乾燥したものを使用し，製作後変形及び歪等が生じ難いものとすること。

２　主要諸元

⑴　エ ン ジ ン　　　水冷４サイクルのディーゼルエンジン　（過給機付給気冷却器付）
⑵　総 排 気 量　　　６，３００cc以上

⑶　最高出力　　　消防検定出力及び公称出力が１６２kw(２２０ps)以上
⑷　軸　　数　　　２軸
⑸　駆動方式　　　４輪駆動（デフロック付）
⑹　変速装置　　　マニュアルトランスミッション
⑺　軸間距離　　　３，８００～４，２００㎜
⑻　車両寸法
　全　　長　　　８，２００mm以内
　全　　幅　　　２，５００mm以内
　全　　高　　　３，５００mm以内
⑼　車両総重量　　　１３，０００ｋｇ未満（積載品重量を含む）

３　シャシー（機関及び台車）

３－１　シャシー規格

⑴　使用するシャシーは，平成２５年度に製作されたものを使用すること。
⑵　使用するシャシーは，日本消防検定協会の検定（消防受託試験）に合格したものとすること。
⑶　使用するシャシーは，ダブルキャブ付きの消防専用シャシー（低床）とすること。
⑷　使用するシャシーは，ポスト新長期規制適合車とすること。
⑸　使用するシャシーは，最大積載量が５．５ｔ級増トン以上の大型車とすること。

３－２　エンジン回転数自動制御装置

⑴　発電装置に最適なエンジン回転数を自動的に調整，保持できること。
⑵　照明装置とクレーン等の油圧装置を同時使用した場合において，エンジンスロットルの開閉加減に関わらず照明装置に最適なエンジン回転数を自動的に調整，保持できること。

３－３　トランスミッションは，マニュアルトランスミッションとし，前進６段，後退１段とすること。

３－４　ＰＴＯ

⑴　フルパワーＰＴＯ
　ア　発電装置駆動用ミッションを取り付けること。
　イ　ミッションは，フライホイール方式とすること。
　ウ　ミッションは，シャシーのエンジン出力を最大限に伝えるフルパワーＰＴＯとし，発電機駆動に必要かつ十分なトルク及び回転数を確保できるものであること。
　エ　シャシーのエンジンとＰＴＯの回転差は，±４割以内とすること。
⑵　トランスミッションＰＴＯ（ウインチ，クレーン,）
　ア　ウインチ用油圧ポンプ駆動用ミッションを取り付けること。
　イ　ミッションは，トランスミッション方式とすること。
　ウ　ミッションは，ウインチ，クレーンを有効に駆動させるトルク及び回転数を確保できるものであること。

３－５　電気装置

⑴　電気装置は，直流２４Ｖのマイナスアース式とし，電気がスムーズに流れるようアースコードを接続すること。
⑵　シャシーエンジンには，次の充電装置（オルタネーター）を取り付けること。
　ア　オルタネーターは，中低速回転タイプとし，２４Ｖ－９０Ａ以上で各種電気装置の使用電力に見合ったものとすること。
　イ　オルタネーターに付属するレギュレーター及びワイヤーハーネスは，オルタネーターに適合するものであること。
⑶　バッテリーは，ＪＩＳ規格１４５Ｆ５１を２個とし，引出し時においても支障のないように，コード類は十分に余裕を取ること。
⑷　電流計は，次のとおりとすること。
　ア　構成品は，電流計本体（第一エレクトロニクス製ＰＭＫ－６０±１００Ａ±６０㎃，又

は同等以上の性能を有するもの），分流器（第一エレクトロニクス製ＤＳ－２，又は同等以上の性能を有するもの）及び専用ヒューズホルダー等で構成されるものとすること。

イ　取り付け位置は，本体が運転席上方の適切な位置とし，ヒューズホルダー等は，ステンレスのブラケットでバッテリーに取り付けること。なお，バッテリーの引き出しに支障のないよう取り付けること。

ウ　電流計は，シャシー標準電装品及び架装電装品の合計の数値を検知できるよう適切に取り付けること。

⑸　自動充電装置は，次のとおりとすること。

ア　ＡＣ１００Ｖの電源により，シャシー積載のバッテリーに自動的に充電する装置（過充電防止装置付）を取り付けること。

イ　シャシー積載のバッテリーと車両側コンセントを結線すること。

ウ　車両側コンセントと電源コードは，オイルパンヒーターコード用と兼用すること。

エ　運転席内に通電確認灯（緑色）を取り付けること。

⑹　電源盤及びリレー（架装部）

ア　架装にかかる電源は，すべて新たな電源盤を設け，適正容量のヒューズ等（容量表示付）を介して供給すること。

イ　モーターサイレン，無線機及びスイッチ等には，保護のため必要に応じリレーを設けること。

ウ　電源盤には，各系統の名称及びアンペア数を表示し符番すること。

エ　電源盤及びリレーは，点検しやすい箇所に設置すること。

⑺　電気配線（架装部）

ア　系統別に色分けを行うこと。

イ　ターミナル部の配線接続は，圧着端子又は，メタルコンセント等とすること。

ウ　すべての配線貫通部には，ブッシングゴムを取り付けること。

エ　灯火機器及びその他電気機器は，必ずその付近で接続するように配線すること。
なお，接続は，圧着端子によること。

オ　各配線は，消費電気量に見合う適正容量のものを使用すること。

カ　配線接続部はすべて絶縁被覆付とし，外部配線は，すべて防水構造とすること。特にコネクター部分は，絶縁融着テープ等で被覆すること。

キ　配線は，すべて配線保護チューブ内を通すこと。

⑻　エンジン伝達系及び各ＰＴＯ系スイッチの配列について

ア　運転席メーターパネル下方右側空きスイッチ
フルパワーＰＴＯ，トランスミッションＰＴＯ，電気系統メインを配置すること。

イ　運転席メーターパネル下方左側空きスイッチ
光軸調整，フォグランプ，マフラー触媒，すす除去，四輪ロック，デフロックを配置すること。

ウ　センターコンソール下方
非常用フルパワーＰＴＯ，非常用トランスミッションＰＴＯを配置すること。

３－６　視界

⑴　フロントウィンドウには，ウォッシャー連動の間欠ワイパーを取り付けること。

⑵　フロント左右に大型の熱線入りアウターミラーを取り付けること。

⑶　左右のアウターミラーは，運転席から上下左右の傾きを調整できる電動リモコンミラーとすること。左側は，電動格納式とすること。

⑷　フロント左側には，アンダーミラーを取り付けること。

３－７　取付計器

⑴　スピードメーター（オドメーター及びトリップメーター付き）を取り付けること。

⑵　エンジン回転計（１００回転刻みの目盛り及びエンジンの高負荷を示すレッドゾーンを表示したもの）を取り付けること。

⑶　エンジン冷却装置の水温計を取り付けること。

⑷　燃料計を取り付けること。
⑸　エンジンオイル温度計を運転席のオーバーヘッドコンソールに取り付けること。
⑹　エンジンアワーメーターを運転席のオーバーヘッドコンソールに取り付けること。
⑺　発電機ＰＴＯアワーメーターを配電盤付近に取り付けること。
⑻　エアーゲージを取り付けること。
⑼　上記の計器には，夜間用の照明灯付（内部照明でも可）とすること。

３－８　オイルパンヒーター（又はエンジン冷却水のヒーター）
⑴　ヒーターはＡＣ１００Ｖを電源とし，ヒーター本体は，次のとおりとすること。
ア　サーモスタットスイッチ付きとすること。
イ　エンジンクランク室内のエンジンオイルまたは，エンジン冷却水を有効に暖めることができるものとすること。
⑵　ヒーター本体と車両側コンセントを結線すること。
⑶　車両側コンセントは，次のとおり取り付けること。
ア　コンセント取り付け位置は，右側運転席ドア下付近とし，コード離脱時に自重で閉鎖するマグネット付きカバーを取り付けること。
イ　コンセントは，マグネット式コンセントとすること。
⑷　キャブ内の適切な位置にオイルパンヒーターの「入」・「切」スイッチ及び確認灯（赤色）を取り付けること。
⑸　商用電源用付属ヒーターコードは，次のとおりとすること。
ア　キャプタイヤコードとし，長さが１０ｍで容量に余裕があるものとすること。
イ　キャプタイヤコードの両端には，それぞれ商用電源コンセント及びマグネット式コンセントを取り付けること。
ウ　商用電源コンセントは，丸型のゴムプラグ（平行２芯）とすること。
⑹　配線及び結線部は露出のないようにし，漏電及び防水対策を十分に取ること。

３－９　燃料タンク
⑴　容量は，１００リットル以上とすること。
⑵　給油は積載品等を移動することなく安全容易に給油できるものとすること。

３－10　排気管
⑴　排気管は，適切な位置まで延長すること。
⑵　熔接部等の継ぎ目は，確実な耐熱防錆処理を行うこと。
⑶　排気管は，架装部分と適切な間隔を保つようにし，ボックス等に近い部分には，防熱装置を取り付けること。

３－11　タイヤ及びタイヤ用ディスクホイール
タイヤは全てラジアルタイヤ（アルミホイール付）とすること。また，ディスクホイールのディスク肉厚は，強化型の厚手のものを使用すること。

３－12　ブレーキ装置
⑴　主ブレーキ（フットブレーキ）は，空気油圧複合式（エアーオーバーブレーキ）とし，エアー配管系統にエアードライヤーを設けること。
なお，エアータンクの水抜栓は，キャブ下両側ステップまで延長すること。
⑵　主ブレーキには，ＡＢＳ（アンチロックブレーキシステム）を装備すること。
⑶　排気ブレーキを装備すること。排気ブレーキはアクセルペダルに連動し，アクセルペダルを踏み込み中は，作動しない構造とすること。
⑷　駐車ブレーキ（サイドブレーキ）は，ホイールパーキング型のブレーキ装置とすること。
⑸　パーキングブレーキと連動して全軸をロックするブレーキロック装置（作業用補助制動装置）を装備すること。

３－13　強化型スプリング
サスペンションは車両総重量に見合った強靭なものとし，強化型スプリングとすること。

３－14　ステアリング等
⑴　ステアリング装置はパワーステアリングとし，チルトできる構造とすること。
⑵　ステアリングホイールの位置は，進行方向に向かって右側とすること。

⑶　ミッションシフトレバーの位置は，進行方向に向かって運転席の左側とすること。
⑷　ウィンカーレバーは，進行方向に向かってステアリングホイールの右側とすること。

３－15　エアコンディショナー

⑴　暖房装置

ア　暖房装置は，エンジン冷却水利用の温水型とすること。
イ　噴出し口をキャブ内のフロント及びリヤの適切な位置に取り付けること。
ウ　リヤの暖房装置には独立スイッチを設け，後部座席から容易に操作できるものであること。
エ　暖房装置は，キャブ内を有効に暖房できるよう，十分な能力を有するものであること。

⑵　冷房装置

ア　冷房装置は，シャシーエンジンにより駆動するコンプレッサーを使用するものとすること。
イ　冷房装置の吹き出し口をキャブ内のフロント及び後部座席の適切な位置に取り付けること。
ウ　冷房装置は，キャブ内を有効に冷房できるよう，十分な能力を有するものであること。
エ　冷房装置は，シャシーメーカー純正品又は同等以上の性能を有するものとすること。

⑶　換気装置

ア　外気をキャブ内に導入し，送風する換気装置を取り付けること。
　なお，この換気装置は外気を遮断し，キャブ内の空気を循環する機能も併せて有するものとすること。
イ　換気装置は，上記の暖房装置及び冷房装置と併用できるエアミックスタイプとすること。
　ただし，リヤの暖房装置は除くことができる。

３－16　その他

⑴　ヘッドライトは放電管バルブ型とし，フォグライトは放電管バルブ型又はハロゲンランプとすること。
⑵　冷却水は，ロングライフクーラントを使用し，凍結温度を－１５℃以下に設定すること。
⑶　エンジンは，スターターキーのみで始動及び停止ができること。

４　キャブ

４－１　キャブの構造

⑴　キャブは，６名乗車のダブルキャブでハイルーフ型とすること。
⑵　キャブは，電動油圧式のチルト装置付で，故障時は手動でチルトできるものとすること。
⑶　床面には，フロアシートを張ること。
⑷　ドア

ア　ドアは，片側２枚ずつの４ドアとすること。
イ　運転席，助手席のドアからすべてのドアが連動でロック又はリリースされる電磁式集中ドアロック装置とすること。

⑸　窓

ア　ドアには，すべて電動で開閉するパワーウィンドウ式のガラス窓を取り付けること。
　なお，運転者が容易に操作できるようスイッチを設けること。
イ　助手席用ドアには，上記ガラス窓の下に，左下側確認用のガラス窓を設けること。
ウ　各ドアには，サイドバイザーを取付けること。

⑹　座席

ア　座席は，前向きとし，前２人，後４人掛けとすること。
イ　運転席は，セパレート式とし，背もたれの角度が調整でき，座席位置の前後調節が可能なものとすること。
ウ　助手席及び後部座席については，背もたれ内に呼吸器を埋め込むタイプとすること。
エ　座席から天井までの有効高さは，前部座席については１，０００mm以上とすること。後部については，床面から天井までの有効高さは，１，８００mm以上とすること。
オ　後部座席は，座面の跳ね上げができるようにすること。

カ　キャブ後方を広げ，呼吸器設置場所の奥行きを広げる構造とすること。
キ　前部座席及び後部座席にシートベルトを取り付けること。
ク　座席及び背もたれの表面の材質は，ビニールレザーまたは，同等品以上の性能のものとすること。
ケ　後部座席右側下は，足元空間を最大限確保し大型資器材の積載も可能とすること。
コ　後部座席付近に，暖房装置を設置すること。

⑺　乗降用ステップ
ア　キャブ両側のすべてのドア下にグレーチング仕様の乗降用ステップを取り付けること。
イ　後部ドアの下部に取り付けるステップの内側には，目隠し板を取り付けること。
ウ　フロントバンパー上面のほとんどを覆うようにアルミ縞鋼板製のステップを取り付けること。
エ　フロントバンパー下部の足掛け部分には，アルミ縞鋼板製のステップを取り付けること。

⑻　昇降の際，塗装剥離等損傷防止のため乗降用の蹴り込み部には，アルミ製保護板を張ること。

⑼　昇降のため必要な握り棒を次の箇所に取り付けること。
ア　キャブ両側４箇所（ステンレス鋼管で前部は長さが４５０mm以上，後部は８００mm以上）
イ　フロントウィンドウ上２箇所下部１箇所以上

⑽　キャブのフロントグリルは，クロームメッキ仕上げとすること。

４－２　キャブ内取付品

⑴　運転席及び助手席用のサンバイザーを取り付けること。
⑵　運転席及び助手席用のアシストグリップを取り付けること。
⑶　電子サイレンのアンプ（セパレート型の場合のみ）取り付け用のブラケットを作成し，キャブ内前方の適切な位置に取り付けること。
⑷　物掛け用フックを適切な位置に４箇所取り付けること。
⑸　手元スイッチ型のフレキシブルルームランプ（ＬＥＤ式）を助手席ピラー部と後部座席両側上の３箇所に取り付けること。
⑹　後部座席用の握り棒を後部座席前方に取り付けること。
ア　前席のリクライニング時，握り棒を取り外すことができること。
イ　運転席と助手席間の握り棒については，二段固定式とすること。
⑺　空気呼吸器の取付部は，次のとおりとすること。
ア　後部座席及び助手席背もたれ内に，埋め込み式の空気呼吸器取付装置を４基と１基，それぞれ取り付けること。
イ　空気呼吸器本体の固定方法は，着装及び収納が容易に行える構造とすること。
ウ　背当てクッション部分については，長距離移動時でも苦痛を感じさせない厚みを要すること。
エ　呼吸器を使用する際は，背当てクッションを上部に上げ固定できること。
⑻　図面等収納箱ＡとＢを運転席と助手席の間の後方（後部隊員用握り棒の前部）に取り付けること。
⑼　後部座席上方に奥行き４００mm，有効高さ３００mmの棚を前後に設置すること。
⑽　キャブ内中央の天井部分に，次のとおり照明灯を取り付けること。
ア　室内照明のレンズ形状は，長方形とすること。
イ　室内照明は，活動上有効な照度とすること。
ウ　室内照明の取付位置付近にトグル型スイッチ等を取り付けること。
エ　室内照明の前面に遮光のためのカバーを取り付けること。

４－３　車外無線送受話機取出ボックス

⑴　車体後部の適切な位置に埋込式に取り付けること。
⑵　配線用導管（鋼管フレキシブル型）を次のとおり取り付けること。
ア　両側の車外無線送受話機取出ボックスから，それぞれキャブ内助手席の足元付近まで敷設すること。

イ　配線用導管は，内径が３０mm以上の鋼管フレキシブル型とすること。
ウ　配線用導管の端末（車外無線送受話機取出ボックス固定部とキャブ内固定部）は，絶縁ブッシングを取り付けること。
エ　配線用導管の固定は，U字型の固定金具でキャブ床に適切に固定すること。
オ　配線用導管は，極力目立たない隅やキャブ内部を通すこと。
カ　配線用導管の中に，針金を通しておくこと。

４－４　その他

⑴　キャブ屋根には，次のとおりアルミ縞鋼板ステージを取り付けること。
ア　キャブ屋根に強固な骨組みを取り付け，その上をアルミ縞鋼板で囲うこと。
イ　取り付けるアルミ縞鋼板は，キャブ屋根のほとんどを覆うものとすること。
ウ　上面をフラットに仕上げるとともに４隅にステンレス製D環を取り付けること。
エ　アルミ縞鋼板の端（４方向）は折り曲げ，適切な立ち下がりをつけること。
オ　取り付けたアルミ縞鋼板は，重量１００ｋｇ以上の荷重に十分耐えられるようにキャブ屋根及びキャブ内天井に適切な補強を行うこと。
カ　アルミ縞鋼板の左右端に欄干（手摺り）を取り付けること。
キ　アルミ縞鋼板の左右に無線用アンテナの固定用ブラケットを取り付けること。
ク　上記のほか，ＦＲＰ又は鋼板製キャブ一体型ステージ（上面アルミ縞鋼板張り）とすることも可能とする。
ケ　ＦＲＰ製キャブ一体型ステージの場合は，ステージからの立ち上がりを５０mm程度とし，キャビン内の空間を十分確保したものとする。

⑵　天井内張りは，ビニールレザー製の吊天井（電装品の整備点検用チャック付）または，同等の機能を有するものとし，内張りの天井部と側面部のつなぎ目は突起部がないよう丁寧に処理すること。

⑶　消防章をキャブフロントパネル中央付近に取り付けること。

５　ウインチ装置及びバンパー

５－１　ウインチ装置

⑴　車両前部のウインチ装置は，トランスミッションＰＴＯ駆動のフロントウインチを架装すること。
車両後部のウインチ装置は，電動により駆動させるリアウインチを架装すること。
諸元及び性能は次のとおりとする。

ア　フロントウインチ（同等以上可）

型　式	大橋機産㈱製　ＭＣＷ５５０ＲＲＴ
駆動方式	トランスミッションＰＴＯ油圧駆動
最大引張力	５，０００ｋｇ以上
ワイヤー外径	径１３mm以上
ワイヤーの長さ	５０ｍ以上
引張速度制御	無段階変速（0～最速）
操作方式	手動，有線式遠隔操作，無線式遠隔操作

イ　リヤウインチ（同等以上可）

型　式	大橋機産㈱製　ＣＷ５１０３Ｄ
駆動方式	電動式
最大引張力	５，０００ｋｇ以上
ワイヤー外径	径１０mm以上
ワイヤーの長さ	２５ｍ以上
引張速度制御	無段階変速（0～最速）
操作方式	有線式遠隔操作

⑵　構造及び取付方法

ア　ウインチ装置は，シャシーフレームに堅固に取り付けるとともにウインチメーカー標準施工を遵守し正確に取り付けること。

イ　フロントウインチの作動は，シャシートランスミッションＰＴＯにより油圧ポンプを駆動する油圧式とすること。

ウ　作動油タンクは，堅固かつ点検整備が容易な位置に適切に取り付けること。
　なお，タンクには外部から一目で油量が確認できる油量計を設けること。

エ　フロントワイヤー先端には，５トン用アイフック（安全チャック付防錆メッキ）が取り付けられること。

オ　リヤワイヤー先端には，５トン用アイフック（安全チャック付）が取り付けられること。

カ　アイフック及びシャックル等を一括して収納できる収納庫を設けること。

キ　過荷重時にワイヤー及び動力伝達装置の損傷を防止することができる安全装置を設けること。

ク　回転は正，逆，中立の３段切替えができること。

ケ　ラインテンショナー及びドラムブレーキ等の乱巻防止装置を設けること。

コ　手動操作のほか有線式及び無線式の遠隔操作ができること。

サ　有線式遠隔操作装置のコードは５ｍとし，車両の前部に設けること。リモコン装置に張力負荷を表示する油圧表示計を設けること。

シ　無線式遠隔操作装置の使用範囲は，見通し距離で５０ｍ以上であること

ス　ウインチのロープガイドまでフロントバンパーを張り出し，バンパー上部にアルミ縞鋼板を設けること。

セ　フロントウインチ装置の左右上面は，アルミ縞鋼板を張り，ウインチ上面はカバー付きとし，救助作業台として兼用できる強度を有すること。また，ウインチドラム付近に照明を適切に取付けること。

ソ　後部バンパーステップ内にリヤウインチ取り出し用の照明を取付けること。

タ　リヤウインチワイヤーロープの巻き取り時，ワイヤーの多重巻取りをしてもシャーシに干渉しない距離を有すること。

⑶　ウインチ用ワイヤーロープ４本とウインチ用シャックル１個を装備すること。

⑷　リヤウインチを保護するためのカバーを取り付けること。

５－２　フロントバンパー

⑴　バンパーの張り出しは，フロントパネルから５００㎜以内とすること。

⑵　バンパーの上面全てにアルミ縞鋼板を貼ること。

⑶　取付は延長したフレームに強固に取り付け，ウインチ操作等に支障のない構造とすること。
　なお，ウインチ取付部以外の部分も強固に補強を行うこと。

⑷　フロントバンパーにスポイラーを取り付けること。

⑸　両側面に赤色点滅灯を取り付けること。なお，埋め込み形状に仕上げること。

６　発電装置

６－１　諸元及び性能

型　　　式	交流発電機
出　　　力	１５ＫＶＡ以上
力　　　率	０．８以上
電　　　圧	ＡＣ１００Ｖ及びＡＣ２００Ｖ
電圧調整範囲	±１０％
周　波　数	５０Hz
回　転　数	１８００rpm以下

電圧変動率	±５％以下(全負荷と無負荷で比較)
雑音防止等	無線障害及び雑音を発生しないこと

※全負荷連続運転１０時間運転し温度の異常上昇を起こさないこと。

⑴　ＰＴＯの駆動力により油圧ポンプを駆動させ，油圧方式で発電機を駆動させる。

⑵　発電機定格出力範囲内において，クレーン又はウインチを同時に使用し負荷が発生した場合においても，照明照射の維持，並びに電源供給による資器材の取扱作業，クレーン・ウインチ操作の作業が，性能通り支障なく執り行うことができること。

６－２　構造及び取付方法は，次のとおりとする。

⑴　シャシーフレーム，クロスメンバー及び取付枠により，車体の振動及びねじれ等に十分耐えるように取り付けること。

⑵　防水性及び通風性を考慮して取り付けること。

⑶　取り外し及び点検整備が容易に行えるように取り付けること。

６－３　配電制御操作盤等

⑴　配電盤は，タッチパネル式ディスプレイの操作兼用の配電盤とし，制御盤は資機材積載庫内に積載スペースを最大限確保できるよう取り付け，発電機回転計を取り付けること。

⑵　配電盤は発電機と照明装置への電源供給操作を一体化したものとすること。

⑶　配電盤の主要諸元は次によること。

ア　自動回転制御装置付きとし，定格周波数が規定の範囲を超えた場合に発電機を自動停止させる非常停止機能を有すること。

イ　電流計，電圧計，周波数計をタッチパネル式ディスプレイ内に表示すること。

ウ　装置起動スイッチ，発電機起動スイッチ，車体コンセントスイッチ，その他機能用スイッチをタッチパネル式ディスプレイに表示すること。

エ　発電機作動灯，緊急停止表示灯，照明点灯確認灯，伸縮照明未収納灯等の作動状況の確認がタッチパネル式ディスプレイにカラー表示されること。

⑷　各スイッチには，同容量のノンヒューズブレーカーを設け，車体部分へ整然と配置し，誤操作防止用の透明カバーを取り付けること。

⑸　車両両面キャビン後方の適切な位置に１５Ａコンセントを２個以上設けること。形状は，通常の差込コンセントが使用できる２極式差込接続器とし，プラグ脱落防止フック付き及び防水タイプとすること。

⑹　車体後部大型ステップに専用ボックスを設け１５Ａコンセントを２個取り付けること。形状は，通常の差込コンセントが使用できる２極式差込接続器とし，プラグ脱落防止フック付きとすること。

⑺　シャッター内部又は収納ボック内部に２００Ｖ用コンセントを２個以上設けること。(詳細な位置については別途指示)

⑻　内部の電流回路は，露出部が極めて少ないものとすること。

⑼　配電盤は，資機材積載庫内の適切な位置にボルト等を使用せず取り付け，資機材の取り出しに支障のない位置に配置すること。また，制御リレー関係は防水型別置きボックス内に収納し，資器材積載庫内の積載スペースを最大限に確保すること。

⑽　キャビン内にＤＣ２４Ｖバッテリー直結インバータのＡＣ１００Ｖ電源を助手席前部ダッシュボード，後部座席中央の図面等収納箱付近の容易に使用できる箇所に最低2箇所以上取り付けること。

７　クレーン装置

⑴　クレーン装置の取付位置は車体後部とし，シャシーフレームに補強を行い，堅固に取り付けるとともにクレーンメーカー標準施工を遵守し正確に取り付けること。

⑵　クレーン装置は，３段ブームとし，最大吊上げ力は２．９ｔ以上とすること。

⑶　手動操作のほか有線及び無線操作による遠隔操作ができること。

⑷　有線式遠隔操作装置のコードは５ｍとすること。

⑸　無線式遠隔操作装置の使用範囲は，見通し距離で５０ｍ以上であること。

⑹　格納時は，フックがブームの内側に格納できるフックインタイプで，ブーム伸張時はフッ

クがブームに対し平行移動及び地面に対し水平移動する機能が備えていること。
⑺　ブームは，車体上部に格納すること。
⑻　ワイヤーの乱捲きを防止するためワイヤー押さえローラーを取り付け，ワイヤーの残量が視認してわかるようにワイヤーに目印をつけること。
⑼　クレーン用滑車（３ｔ用）１個とシャックル２個（３ｔ用）を装備すること。
⑽　クレーン旋回時，車体及び架装部分に接触しないよう，取り付け高さには十分留意すること。
⑾　パワーセービングバルブ(流量調整弁)を照明付きで設置すること。
⑿　クレーン操作部の左右の見やすい位置に水準器を設置すること。
⒀　クレーン操作部の見やすい位置に荷重計を設置すること。
⒁　クレーンブームの先端に，ＬＥＤ照明灯を取付けること。
⒂　車体上部にクレーンフックの受け用保護板を設置すること。
⒃　アウトリガー両側面に保護カバーを設置すること。
⒄　アウトリガー上部に張り出し警告用の黄色灯を保護枠付きで設置すること。アウトリガー本体に黄色反射テープを貼り付けること。
⒅　アウトリガージャッキ用敷板(樹脂製)をクレーン装置付近の左右に各一枚取付けること。
⒆　クレーン下塔後部に縦型手摺付き保護板を取り付けること。
⒇　クレーン・ウインチ切り替え弁を設けること。

８　車体

８－１　構成

⑴　資機材収納部の両側及び後部には，各種救助資機材を収納するボックスを設けること。
⑵　車体上部は，作業が容易にできるようフラットに仕上げること。
⑶　車体上部は，前方のみ前（キャブ側）に迫り出した構造とすること。（キャブチルトに支障がないこと。）
⑷　各ボックスは，各種救助資機材を整然と収納し，かつ，容易に取り出しができるようにすること。
⑸　車体は，走行中の振動及びねじれ等に十分対処できるようにすること。

８－２　外枠

⑴　車体の骨組は，シャシーに強固に取り付け，側板等に直接大きな荷重負担をかけないこと。
⑵　骨組をシャシー部分に取り付ける場合で重要な部分のボルトには，ダブルナットを使用すること。
⑶　ブラケット及びステップ等を取り付ける部分には，十分補強を行うこと。
⑷　車体上面は，十分強度のあるアルミ縞鋼板張とし，車体両側及び上面周縁には必要に応じて手すりを設けること。
⑸　資機材収納部は，全体を上下（フレーム位置から上下に分け，上部は，アルミシャッター部分の資機材収納スペース部，下部が下ヒンジ扉付収納ボックスとする。）に分け車体幅を最大限有効に活用し確保すること。また，上下貫通大型展開式収納棚を積載庫前方の助手席側に設けて，資器材積載庫中央部資器材を含めて容易に積み下ろしができる構造とすること。(別途協議し了承を得ること。)
⑹　側板
ア　側板の材質は，ＪＩＳ規格ＳＳ４００以上の強度を有するもので板厚が２．３mm以上のものを使用すること。
イ　側板は，骨組みに適切に固定すること。
ウ　左右の側板の上端及び後部端は，１８０度折り曲げ強度を増すこと。
エ　左右の側板の上端を車体上面より２００mm程度立ち上げ，内側に絞り込む構造とすること。
オ　上記エの立ち上げ部分には，作業灯，赤色点滅灯及びロープ支点を取り付けること。
⑺　キャブ下両側ステップは，キャブ後部座席乗降口まで他の装備品に支障のないよう延長すること。
⑻　フェンダーは，洗浄の際に泥土の残らない構造とし，冬季のタイヤチェーン脱着が迅速確

実にできるものであること。

⑼　リヤフェンダー，両側下部収納ボックス及びバッテリー収納ボックスは，内部からの泥砂及び雨水等が侵入しないよう，次のようにすること。

ア　シャシーフレームと収納ボックスの上は，鋼板で完全に仕切ること。

イ　リヤフェンダーの内側も，上記アと同様に鋼板で完全に仕切ること

ウ　上記ア及びイは，シーリング及び塗装等について，強固なものとし，防水性および防錆性を有すること。

⑽　泥よけ

泥よけはゴム製とし，各車輪の外側に吊すこと。

８－３　資機材収納部

⑴　収納ボックス及び収納スペースの種類及び位置等は，次のとおりとすること。

ア　車体側面は，上部と下部に分け次のとおりとすること。

㈠　上部前方にシャッター付収納スペース（左右取り出し式）を設けること。

㈡　上部後方にシャッター付収納スペース（左右取り出し式）を設けること。

㈢　下部前方（リヤフェンダー前方）に下ヒンジ扉付収納ボックス（左右）を設けること。

㈣　下部後方（リヤフェンダー後方）に下ヒンジ扉付収納ボックス（左右）を設けること。

下部収納ボックスを展開したとき，凹凸無くほぼフラットな状態にすること。

㈤　キャブ床下ステップ上の右側に前ヒンジ扉付収納ボックスを設けること。

㈥　キャブ床下ステップ上の左側に前ヒンジ扉付収納ボックス（バッテリーボックス）を設けること。

イ　車体左側前方及び後方に上下貫通式の展開式収納ボックスを取り付けること。

なお，前方の展開式収納ボックスは可動角度９０度以上とし，棚寸法は積載資器材の指定及びクリアランスを基に別途協議し寸法の増減について了承を得ること。

ウ　車体後面は，次のとおりとすること。

㈠　悪路走行時，クレーン後方大型ステップ下部が路面に接触しない様，斜めに切り上げること。

㈡　クレーン後方大型ステップにリヤウインチの収納スペースを設けること。

㈢　リアウインチ収納スペースの下部にウインチ用フック及びシャックル用引出装置付収納ボックスを設けること。

㈣　リアウインチ収納スペースの上方に，バックボード等の長尺物収納ボックスを設けること。

㈤　クレーン基部前方の車体上方（背面部）両側にバスケット担架等の長尺物収納ボックスを設けること。

エ　車体（資機材収納部）上面は，次のとおりとすること。

㈠　クレーンブームの右側にアルミ縞鋼板製大型収納ボックスを設けること。

㈡　長さ　２，０００㎜程度，幅　６５０㎜以上，高さ　５００㎜以上とし，ガスダンパ付のフタを取り付けること。

㈢　ボックスは，堅固に固定できるとともにクレーンを用いて容易に車体から取り外せること。

㈣　クレーンで吊り上げるためのロープフックを４ヶ所取り付けること。

⑵　車体両側の収納スペースは，次のとおりとすること。

ア　予備収納スペースを確保し，積載品の大きさにより，収納スペースを変えられるように棚の高さが自由に調節できるものとすること。

イ　当局が別途指示する資機材（契約後の詳細設計打合せ時に協議のうえ決定）については，積載換えを迅速に行えるように共通の積載スペースを確保すること。

ウ　空気呼吸器の予備ボンベ８本程度を収納するための収納装置を取り付けること。

⑶　車体下部の収納ボックスの構造は，次のとおりとすること。

ア　内部容量は最大限に確保し，空き収納スペースは棚等を設けて十分活用できるようにす

ること。
イ　積載品の収納及び取り出しが容易にできるようにすること。
ウ　各収納ボックス（バッテリーボックスは除く）は，防水構造とすること。
エ　各収納ボックス底部には，内径約１５㎜の水抜き用穴を設け，その穴にはパイプを接続し，車体下方まで延長すること。ただし，車体側面の下部収納ボックスには，水抜き用穴に長さ３０ｍｍ程度のパイプを複数取り付けるだけとすること。
オ　扉（フェンダーステップを含む）及びシャッターには，取っ手及びロック装置を取り付けること。なお，シャッター以外の扉には，２重の施錠としてフランス落としを取り付けること。
カ　片開き扉には，ストッパーを取り付けること。
キ　戸当部には，緩衝ゴムを張ること。
ク　上部収納ボックスの床面は，２重構造とすること。
ケ　下部収納ボックスと上部収納ボックスとの隙間をなくし，雨水等の侵入しない構造とすること。
コ　救命索発射銃と画像探索装置等の収納部は，当局が現在保有するものを現状のまま収納できることとし上記以外に別個の施錠付扉を設けること。

⑷　資機材収納方法は，次のとおりとすること。
ア　基本的にすべて引出装置付とし，各収納箱には，ローラー及びベルトストッパーを設置すること。（展開式収納棚については，別途協議。）
イ　引出装置の施錠は，引出装置を収納した状態で左右に取り付けること。
ウ　施錠は，スパナ等の工具を使用しないで，施錠及び解除ができるようにすること。
エ　資機材収納部から資機材を取り外す時に一緒に外れるブラケット（ピン等を含む）には，紛失防止のためすべてステンレス製の鎖を取り付け固定すること。
オ　携帯用救助器具は，引出装置に一括して収納すること。
カ　救助用ロープは，展開式収納棚に一括して収納すること。
キ　積載換え資機材用のアルミ鋼板製収納箱を作成し，種別ごと一括して収納すること。

⑸　シャッターは，次のとおりとすること。
ア　アルミ合金製とする。
イ　開閉は，スライドアップ式とする。
ウ　シャッターは手動式とすること。
エ　スラットの幅及び厚さは，それぞれ３５ｍｍ，８ｍｍ程度とすること。
オ　ロック装置はワンタッチで操作できるもの（押しボタン式ダブルハンドル等）とし，片手で容易に開閉できること。
カ　上部巻上げ部のスペースが，できるだけ少ないものであること。

⑹　下ヒンジ扉付ボックスは，次のとおりとすること。
ア　扉及びボックスの材質は，前記８－２⑹アと同様とすること。
イ　扉は，開放時にステップとして使用するため十分な強度を有した構造とし，内側にはアルミ縞鋼板を張ること。
ウ　扉の蝶板は，ダンパー方式のチェーンレスステップとし，車体側面に露出しない構造とすること。
エ　扉の袋状構造の内部に入った雨水等を確実に排水できるよう内径１５㎜の水抜き穴を設けること。
オ　左右に閉扉時のロックストッパーを取り付けること。

⑺　バッテリーボックスは，次のとおりとすること。
ア　バッテリーボックスの位置は，キャブ床下左側ステップ上とする。
イ　バッテリーを一括収納できる引出装置（引き出した状態で比重チェックができること。）を設けること。
ウ　収納するバッテリーの向きは，引き出し時において両方のバッテリーの液量が確認できる方向とすること。

８－４　ステップ及び昇降用はしご等

⑴　ステップ
　資機材等の取り出し及び収納作業が安全確実にできるようにステップを次のとおり取り付けること。
ア　ステップの種類
(ア)　車体後部ステップ（収納式）
(イ)　リヤフェンダーステップ
(ウ)　車体両側の下部収納ボックス扉兼用ステップ
(エ)　車体両側のキャブ下延長ステップ（下部収納ボックスからキャブ下後部座席乗降口まで延長したステップ）
(オ)　その他必要と認める箇所
イ　リヤフェンダーステップは，次のとおりとすること。
(ア)　両側リヤフェンダーに展開式ステップを取り付けること。
(イ)　手前に水平に開く展開式とし，ステップとして使用できるように強固にすること。
(ウ)　扉の内側は，ステップとするためアルミ縞鋼板を取り付けること。
(エ)　左右にフランス落しを取り付けること。
(オ)　ステップは，隊員２名と重量資機材の移動荷重に耐えられるよう堅牢で乗降の容易な構造とすること。
(カ)　踏み面は，両側の展開式ステップと極端な段差を生じない構造とすること。
ウ　車体両側の下部収納ボックス扉兼用ステップ
(ア)　下ヒンジ式扉をステップ兼用とすること。
(イ)　扉の内側は，ステップとするためアルミ縞鋼板を取り付けること。
(ウ)　左右にフランス落しを取り付けること。
(エ)　ステップは，隊員２名と重量資機材の移動荷重に耐えられるよう堅牢で乗降の容易な構造とすること。
エ　キャブ下延長ステップは，次のとおりとすること。
(ア)　ステップは，シャシーの付属機器に支障がないように取り付けること。
(イ)　ステップは，キャブ後部隊員席の乗降に支障がないように適切に取り付けること。
(ウ)　蹴込み部の立ち上がりは，１００ｍｍ以上とすること。
オ　その他必要と認める箇所
(ア)　クレーン後部保護板に埋め込み収納型折畳みステップを取り付けること。なお，車体後面に取り付けた消火器及び車体後面収納資機材を取り出すために有効に取り付けること。
(イ)　車体後面上部の収納資機材を取り出すための足場として，ステンレス製鋼管をはしご形状に加工したステップを車体後面からクレーン保護板にかけて両側に取り付けること。なお，踏み面は，アルミ縞鋼板とすること。なお，車体上面の昇降口には，上体を支えるための手摺りを有効に取り付けること。
⑵　収納部握り棒
ア　資機材収納部の適切な位置に上体を支えるための握り棒を取り付けること。
イ　握り棒は，ステンレスまたはアルミ合金製とすること。
⑶　隊員昇降用はしご
ア　車体前方に取り付けること。
イ　車体前方のはしごは，次のとおりとする。
(ア)　資機材収納部の前方両側からキャブ側に延長し，車体と一体形状のはしごを取り付けること。なお，キャブのチルト操作に支障が無いこと。
(イ)　はしごは，ステンレス製又はアルミ合金製とすること。
(ウ)　主かん及び横さんは，直径２５ｍｍ程度とすること。
(エ)　横さんの間隔は，約３００㎜とすること。
(オ)　横さんには，滑り止めとしてアルミ縞鋼板を加工し取り付けること。
(カ)　はしごは，バッテリーボックス（左側）及び資機材収納ボックス（右側）から資機材収納部外枠に沿って立ち上げ車体上面まで一体形状とすること。なお，車体上面の昇

降口には，上体を支えるための手摺りを有効に取り付けること。

(ｷ)　蹴り込み分は，バッテリーボックス（左側）及び資機材収納ボックス（右側）から立ち上げ，はしごと平行して車体上面まで一体形状とすること。なお，アルミ製保護板を全面に取り付けること。

(ｸ)　右側はしごの蹴込み部分に自動伸縮照明装置の作動油点検口を設けること。

８－５　積載はしご昇降装置（手動式）

(1)　はしご昇降装置を車両上部へ取り付けること。

(2)　上記装置は，地上から操作できる位置に取っ手を設けること。

(3)　上記装置は，後部に回転した後，下端が地面に接地すること。
なお，接地時，後部車体等に固定装置等が当たる部分には，塗装剥離防止のためアルミ縞鋼板を取り付けること。

(4)　三連はしご，かぎ付はしご及びとび口を積載できるよう取り付けること。

８－６　牽引フック

(1)　前部の延長したシャシーフレーム（フロントウインチ両側）に，ステンレス製ピントルフック（耐荷重３t以上）を２個取り付けること。なお，車両正面から左右３０度程度の範囲において他の資器材等との連携に支障がない位置に設けること。

(2)　車体後部に，ステンレス製バウシャックルを２個取り付けること。

(3)　上記(2)の取付部周囲に塗装剥離防止のためのステンレス製ガードを取り付けるとすること。

８－７　救助ロープ用支点

(1)　車体側面立上げ部

ア　両側面それぞれにステンレス製ピンシャックルを２個(間隔２，５００mm程度)取り付けること。

イ　耐荷重は，それぞれ１００kg以上とすること。

ウ　取付部周囲に塗装剥離防止のためのステンレス製ガードを取り付けるとすること。

(2)　リヤフェンダー内

ア　両側面それぞれにステンレス製Ｄ環を２個取り付けること。

イ　耐荷重は，それぞれ３００kg以上とすること。

ウ　取付部周囲に塗装剥離防止のためのステンレス製ガードを取り付けるとすること。

８－８　車体後部架装

(1)　資機材収納部後面右側に車両用消火器を取り付けること。

(2)　資機材収納部後面両側に後記９－２(2)のＬＥＤ作業灯を４個取り付けること。

８－９　その他

(1)　車輪止め収納ホルダーを車体両側の取り出しやすい位置に取り付けること。なお，車輪止めを２個ずつ収納し，一括して固定できるマジックテープ式ベルト等を取り付けること。

(2)　資機材固定部は必要に応じアルミ縞鋼板を取り付け，塗装剥離のないようにすること。

９　取付品

９－１　照明装置等

(1)　種類及び取付位置

ア　手動伸縮装置付きキセノン灯式探照灯及び自動昇降装置付投光器を車体上部に各１基，他の資器材収納スペースを可能な限り妨げない構造とし，クレーン装置の操作の妨げにならない位置に設置すること。（設置位置は別途協議し，承諾を得ること）

イ　投光器のレンズ前面には，拡散レンズ及び保護用ガードを設けること。

(2)　手動伸縮装置付きキセノン灯式探照灯

ア　瞬時点灯方式のキセノン灯（１００Ｖ１０００Ｗ）１灯式とする。

イ　手動式伸縮昇降装置付きとし，手動にて旋回及びふ仰操作ができること。

ウ　安定器は，車体の適切な位置にメンテナンスを十分考慮して取り付けること。

エ　装置全体は，走行振動等に耐える構造であること。

オ　伸縮支柱に配電線のガイドを取り付けること。

カ　配線コードの接続は，防水用引掛式コンセントに接続して取り付けること。

キ　照明本体に，ビニロン帆布製防水カバー（赤色）を付属すること。

ク　諸元及び性能は次のとおりとする。(同等品以上可)

型式	湘南工作所製　ＳＴ-３０ＸＨ１０Ｎ
適合ランプ	Ｈ-１０　（１，０００W）
ふ仰角	ふ仰角　各３０度
旋回角	旋回角　左右各１８５度
消費電力	２ＫＶＡ
安定器	１KWキセノンランプ用安定器　ＸＢ-１０２０４ＣＷ

⑶　自動昇降装置付投光器

ア　瞬時点灯方式のＬＥＤ（１００Ｖ１２００W程度以上）の２灯式とする。

イ　上記アは，左右に分け，それぞれ独立してふ仰できること。

ウ　上記アの下部両側に車両周囲を有効に照明するＬＥＤダウンライト（夜間活動に有効な照度）を２個取り付けること。

エ　伸縮装置は，自動収納機能付きとし，自動及び手動伸縮，回転及びふ仰ができるもので，かつ，有線式及び無線式の遠隔操作ができるものであること。なお，非常用の手動式収納機能を備えていること。

オ　伸縮装置は油圧または水圧式とし，テレスコープ式に伸縮すること。

カ　伸縮柱の材質は，耐食アルミ合金とすること。

キ　操作装置は，有線式及び無線式操作により遠隔操作ができること。

ク　安定器は，車体の適切な位置にメンテナンスを十分考慮して取り付けること。

ケ　装置全体は，走行振動等に耐える構造であること。

コ　伸縮支柱に配電線のガイドを取り付けること

サ　有線式遠隔操作装置のコードは５ｍ程度とすること。

シ　無線式遠隔操作装置の使用範囲は，見通し距離で５０ｍ以上であること。

ス　伸縮装置の諸元は，次のとおりとすること。

セ　照明本体に，ビニロン帆布製防水カバー（赤色）を付属すること。

取付高さ	縮の状態で車高が３，２００mm以内
伸縮高さ	収納位置より３ｍ以上
伸縮段数	３段以上
伸縮速度	１００mm／秒以上
旋回角度	±１８０°
ふ仰角度	１８０°
操作方式	手動，有線式遠隔操作，無線式遠隔操作

９－２　作業灯等

⑴　専用の台座を作成し取り付けること。

⑵　フロントパネル，車体両側面の立上げ部左右及び車体後面左右にＬＥＤ作業灯（夜間活動に有効な照度を有する）を計１０個取り付けること。

⑶　次の箇所には，使用上有効な照度を有するＬＥＤ照明灯等を取り付けること。

ア　クレーン操作部（左右操作部に取付）

イ　発電装置の配電盤及び照明関係の操作部（保護カバー付）

ウ　各ボックス内

エ　エンジンルーム

オ　車体後部左右（サイドマーカーランプ）
カ　クレーン用ジャッキ接地部付近を有効に照射する箇所
キ　その他夜間作業に必要な箇所
⑷　ボックス内ＬＥＤ照明灯
ア　キャブ内の架装関係スイッチボックスに，メインスイッチを取り付けること。
イ　各ボックスには，シャッター及び扉の開閉により点灯するリミットスイッチを設けること。
⑸　路肩灯を後輪付近（両側）の適切な位置に設けること。
⑹　保護枠
ア　路肩灯
イ　その他構造上当局が必要と認める箇所
９－３　サイレン及び赤色警光灯
⑴　電子サイレン
ア　アンプは，５０Ｗ以上で電子サイレン，電子警鐘，拡声機能及び音声合成機能を持つものとすること。
イ　アンプ本体は，専用のブラケットを製作し，キャブ内の適切な位置に取り付けること。
ウ　電子サイレンアンプに適合する５０Ｗ以上のスピーカーを２個取り付けること。
エ　車体後部の適切な位置に電子サイレンアンプ用のマイク格納ボックスを設け，キャブ内の電子サイレンアンプをリモートコントロールして外部拡声ができるマイクを取り付けること。
オ　上記エは，インピーダンスが適合する配線でマイクと電子サイレンアンプを適切に結線すること。
⑵　モーターサイレン
ア　モーターサイレンは，キャブ屋根前方に取り付けること。
イ　モーターサイレンは，専用の台座を作成し取り付けること。
ウ　スイッチは，架装のスイッチボックスに１箇所，足踏式（ステンレス製の誤操作防止カバー付）を助手席足元の適切な位置に１箇所設けること。
なお，足踏式スイッチは，床に直付けせずブラケットを介して取り付けること。
エ　自動吹鳴装置を取り付けること。
オ　テスト用減音装置を設けること。
⑶　赤色警光灯
ア　赤色警光灯は，次のとおり取り付けること。
(ｱ)　散光式赤色警光灯（高照度ＬＥＤ）とすること。
(ｲ)　取り付けは，キャブ上部の適切な位置に取り付けること。
(ｳ)　取り付けは，散光式赤色警光灯本体の重量及び車両走行中の振動等に十分耐えられるよう適切に補強を行うこと。
(ｴ)　散光式赤色警光灯本体のメンテナンスを十分考慮した取り付けとすること。
(ｵ)　スピーカー及び隊名表示灯と一体型とすること。
イ　ＬＥＤ式赤色点滅灯は，次のとおりとすること。
(ｱ)　車体後面（上方の左右）２個
(ｲ)　車体両側面（上方の左右）各２個
(ｳ)　フロントスポイラー付近（左右）２個
(ｴ)　フロントバンパー側面（左右）２個
(ｵ)　フロントグリル付近４個
(ｶ)　取り付け方法は，点滅灯及び車両のメンテナンスに支障がないよう必要に応じて台座作成し適切に取り付けること。
９－４　無線雑音防止装置
⑴　各電装品は，無線障害のないものを使用すること。又，その虞のあるものには，無線雑音防止装置（セラミックコンデンサー等）を取り付けること。
⑵　ボンディングアース

次の箇所にはボンディングアースを行うこと。なお，アース線は平織のアース線とし，金属で両側端末を処理したものとすること。

ただし，樹脂コート等によりその効果が期待できないもの及び取付の必要がないと認められる場合については，当局の判断において除くことができる。

ア　エンジンブロックとシャシーフレーム

イ　ラジエターとシャシーフレーム

ウ　ミッションケースとシャシーフレーム

エ　オルタネーター（レギュレーターを含む）とシャシーフレーム

オ　キャブとシャシーフレーム

カ　キャブとドア

キ　サスペンションとシャシーフレーム

９－５　架装用スイッチ

⑴　スイッチは，大阪サイレン製の集中操作スイッチ（ＳＢＷ－１００又は同等品以上の性能のもの）とすること。

⑵　スイッチは，電子サイレンアンプを格納する一体型のボックスに収めること。

⑶　一体型ボックス（電子サイレンアンプ及びスイッチを収めたもの）の取付位置は，キャブ内の適切な位置とすること。

⑷　スイッチは，使用電気容量に十分見合うものとすること。

⑸　スイッチには，すべて名称を明記すること。

⑹　一体型ボックス等の適切な位置に，次の確認灯（赤色）又は警告灯を取り付けること。

ア　発電機用フルパワーＰＴＯ作動確認灯

イ　油圧ウインチ用トランスミッションＰＴＯ作動確認灯

ウ　自動昇降装置付投光器が上昇している場合の警告灯

エ　探照灯が上昇している場合の警告灯

オ　はしご昇降装置の未収納警告灯

⑺　内部スイッチ

ア　資機材収納部（内部）に取り付ける架装関係用のスイッチには，すべてステンレス製の保護枠を取り付けること。

イ　資機材収納部（内部）に取り付ける架装関係用のスイッチは，スイッチの操作向き等に留意して取り付けること。

⑻　外部スイッチ

外部に設ける架装関係のスイッチ（ボックスに格納するものを除く）には，すべてステンレス製の保護枠を取り付けること。

９－６　バックアイカラーカメラ及びカーナビゲーション

⑴　バックアイカラーカメラは，次のとおりとすること。

ア　カメラを車体後部の適切な位置に取り付けること。

イ　走行用のシフトレバーがＲレンジに入った場合，又は増設モニタースイッチがＯＮの場合に自動的にモニターに車体後方を写し出すものであること。

ウ　モニターは，カーナビゲーションモニターと兼用すること。

エ　バックアイカラーカメラとカラーモニターを専用の配線で適切に結線すること。

オ　カメラの取り付け及び配線引き込みは，防水対策を適切に行うこと。

⑵　カーナビゲーションシステムは，次のとおりとすること。

ア　ビルトインタイプとし，運転席から視認及び操作が容易な位置に取り付けること。

イ　カラーモニターは７インチ以上とし，番地・号の表示機能を有する詳細な平成２５年度版市街地図及び全国版地図を備えたＨＤＤ方式とすること。

ウ　自律航法装置として，ＧＰＳ（全地球測位システム），車速センサー，ジャイロ等を備えていること。

エ　ＶＩＣＳ，フルセグチューナー及び上記⑴のバックアイカメラ接続機能を備えていること。

オ　走行軌跡の記録機能及び表示（呼出し）機能を備えていること。

カ　災害現場を登録するための地点登録機能を（１００箇所以上）備えていること。

キ　メンテナンスを考慮し，国内製一般市販品（平成２５年度製品）とすること。

10　無線機関係

⑴　無線機用アンテナ及びケーブル（１５０MHz・４００MHz・２６０MHz）

ア　無線機用のアンテナをキャブの屋根にそれぞれ取り付けること。

イ　アンテナからキャブ内助手席の足元前方まで，アンテナ用ケーブル（５Ｄ２Ｖ）を敷設すること。

なお，ケーブル敷設は，露出のないように適切に行い，端末は，約２ｍの余長をとること。

ウ　専用のＬ型接続コネクターにより，アンテナ本体とケーブルを接続すると共に，接続部が外部に露出しないこと。

エ　取り付けに当たっては，アンテナ基台部のアースを十分に確保し，漏水及び防錆対策を十分に行うこと。

⑵　無線機本体，及び付属機器の取り付け用のブラケット（金属製台座）を作成し，ダッシュボード周辺の適切な位置に取り付けること。なお，取付面の大きさは，幅４５０㎜，奥行２００㎜以上とし，適切に加工すること。

⑶　当局が別途支給するＡＶＭ（車両動態表示装置）端末機器（補助端末含む）を取り付けること。端末本体は，取り付け用ブラケット（金属製台座）を製作し，助手席周辺の適切な位置に取り付けること。なお，取付面の大きさは，幅２００㎜，奥行１２０㎜以上とし，適切に加工すること。補助端末は，車外無線送受話器収納ボックス内に取り付けること。

⑷　無線機の電源は，専用ブレーカーとリレー（10A）を介してＡＣＣスイッチ連動の専用電源とし，２つ設けること。なお，電源供給線は，断線することがないように助手席の足元前方まで適切に配線し，端末は，約１ｍの余長をとること。また，ブレーカーと配線端末には，「無線１」「無線２」と表示しておくこと。

⑸　無線装置一式（１５０MHz）を別紙１「消防業務用超短波無線電話装置（Ｒ）仕様書」のとおり取り付けること。

⑹　後部座席助手席側に無線送受話器を取り付けること。

11　旗立て

⑴　助手席ドアと後部ドア間の上方に，訓練旗を揚げるためのステンレス製ブラケットを取り付けること。なお，旗竿の抜け防止機構付きとすること。

⑵　上記⑴に合致する着脱式のステンレス製旗竿（長さ600㎜程度）を取り付けること。

12　塗装等

12－１　素地調整

⑴　塗装，シーリング，文字記入等を実施する前には，すべて油分の汚れを取り除く等の下地の調整を十分に行うこと。

⑵　金属については，錆等の腐食部分を完全に除去すること。

⑶　溶接部分については，残渣その他焼けた塗料等を完全に除去すること。

⑷　パテを使用する部分は，素地調整を十に分行い，専用の接着剤を用いてパテを接着すること。

⑸　コーキング及びシーリング等を行う場合は，素地調整を十分に行い剥離等を起こさないようにすること。

12－２　塗装要領

⑴　朱色塗装は，素地調整を十分に行い，プライマー塗り，水研ぎ及びサーフェサー塗り等を実施後，上塗りを３回以上行うこと。

⑵　パテを使用する部分は，パテが十分に乾燥してから塗装を行うこと。

⑶　朱色塗装部分等の外観部分は，鏡面仕上げ材による磨き及び艶出し加工仕上げを行うこと。ただし，シャッター部分は除くこと。

⑷　ポンプ本体及び配管等は，素地調整を十分に行い，確実な上塗りを行うこと。

⑸　その他の塗装については，素地調整を十分に行ってから，上塗りを３回以上行うこと。

12－３　塗装種別

⑴ 外装（シャッターを含む）は，指定する部分を除きすべて朱色塗装（消防指定色ウレタン系塗り）とすること。
なお，メーカー指定色がある場合は，事前に当局と協議し了解を得ること。
⑵ 車体上部（キャブを除く）は，銀色系統とすること。
⑶ タイヤ用ディスクホイールは，純正色のままとし再塗装しないこと。
⑷ ボックス内は，淡い緑色とすること。
⑸ 燃料配管及び特に注意を要する箇所は，赤色とすること。
⑹ その他の部分は，すべて黒色とすること。
⑺ バッテリーボックス内側は，耐酸物質で被覆すること。
⑻ 救助資機材は，次のとおりとすること。
ア 素地調整を十分行い確実に塗装すること。
イ メーカー純正の収納箱があるものについては，標準仕様色とすること。

12－４ 特殊防錆塗装

次の箇所には，上記塗装の他，特殊防錆塗装（ジーバード塗装等）を行うこと。
⑴ キャブ下廻り及びキャブ立ち上がり部
⑵ ドア内側
⑶ フェンダー内側
⑷ シャシー下廻り
⑸ 架装下廻り
⑹ 各ボックス扉の袋構造内部

12－５ メッキ

塗装しない部分（アルミ部分及びステンレス部分を除く）の金属部分は，すべて良質のクロームメッキ処理をし，錆止剤を塗ること。
なお，クロームメッキ処理をする部分は，次のとおりとすること。
⑴ ロープフック
⑵ 鋼製握り棒及びその止め金具
⑶ 計器類
⑷ 各種操作レバー
⑸ キャブグリル
⑹ 扉の取っ手
⑺ その他必要と認める箇所

13 記入文字等

13－１ 記入文字

⑴ 書体は，楷書丸ゴシックとし，体裁よく配列すること。
⑵ 記入箇所及び文字は，次のとおりとすること。

記入箇所	記入文字	色	大きさ(㎜)	記入方向
キャブ両側	仙台市消防局	白	１２０×１２０	向かって左から記入
キャブ両側	仙Ｒ２	白	１００×９０	〃
車体箇所	仙Ｒ２	白	１００×９０	〃
標識灯	仙Ｒ２	黒	６０×６０	〃
キャブ屋根	仙Ｒ２	白	縦８００×横５００	進行方向に向かって左から記入
キャブ前面 （フロントガラス右下）	仙台	白	８０×８０	向かって左から記入
車体後部	仙台	白	１００×１００	〃

車体両側	特別機動救助隊	白	２００×２００	〃
車体後部	救助工作車	白	２００×２００	〃

⑶　記入文字の材質は，フィルムとし，住友スリーエム製スコッチカル（コントロールタック）と同等以上の性能があるものとし，フィルム表面には，クリア加工の処理をすること。

13－２　ラインマーク等

車体両側に，ラインマーク，英文字及び特別機動救助隊章を貼付すること。

14　銘板等

銘板等の取り付けは，次のとおりとすること。

⑴　スイッチ類には，名称及び「ＯＮ～ＯＦＦ」の表示をすること。(内部照明付きのスイッチは除く)

⑵　計器類には，名称を表示すること。

⑶　バルブ，コック類には，名称及び開閉方向を表示すること。

⑷　エアーブレーキの水抜き栓には，すべての箇所に名称を表示すること。

⑸　操作装置は，名称及び操作方向等を表示（絵表示でも可）すること。

⑹　燃料及び作動油の給油口には，使用油の種類を表示すること。

⑺　各種フック等取付部には，フックの各使用角度及び許容荷重等を表示すること。

⑻　ウインチの操作部には，操作要領を示す銘板を次のとおり張ること。

ア　スイッチ類には，名称及び｢ＯＮ～ＯＦＦ｣の表示をすること。(記号でも可)

イ　操作装置は，名称及び操作方向等を表示(絵表示でも可)すること。

ウ　作業能力等の銘板

エ　取扱要領及び注意事項を表示すること。

15　反射テープ

⑴　扉開放時，扉が開放していることが確認できるように扉の側面に反射テープを取り付けること。

⑵　取り付ける扉は，次のとおりとすること。

ア　キャブのすべての扉

イ　資材収納ボックスの扉（シャッター式扉は除く）

⑶　反射テープは，住友スリーエム製スコッチライト（高輝度タイプ９８１－７１型)，又は同等以上の性能があるものとすること。

16　積載要領等

⑴　救助用資機材は，原則としてすべてレール式の引出装置に固定し収納すること。(展開式収納棚を除く)

⑵　引出装置に資機材を固定する方法は，すべて現物合わせにより行うこと。

ア　固定方法は，次のとおりとすること。

㈠　専用ブラケットを作製し取り付ける。

(ｲ)　専用のベルトを作製し取り付ける。

(ｳ)　専用のクリップを作製し取り付けること。

(ｴ)　着脱が容易で耐久性に富み，確実なものとすること。

イ　引出装置は，引き出し時及び収納時の両方でロックがかかる装置とすること。

ウ　引出装置は，収納時片側だけでなく左右にロック装置を取り付けること。

エ　引出装置は，収納する資機材の重量に合った強固なものとすること。

オ　引出装置は，容易に固定及び解除ができるものであること。

カ　引出装置は，取っ手を設けること。

⑶　救助用資機材のうち，単品での固定が不合理な場合，次のとおりとすること。

ア　収納箱を作製し，複数の救助用資機材を収納すること。

イ　収納箱をレール付の引出装置で出し入れできるようにすること。

ウ　収納箱の材質は，すべてアルミ製とすること。

エ　収納箱は収納品が動かないように確実に固定でき，かつ必要に応じ内部を区切ること。

オ　収納箱は収納品の重量等に対し，十分な強度を有しているものとすること。
カ　収納箱の両側に折りたたみ式の強固な取っ手を取り付けること。
キ　収納箱の端々は，折り曲げるか又はゴムを長期使用に耐えるよう取り付けることにより危害防止に努めること。
⑷　次の資機材は，一括して引出装置に収納箱を作製し固定すること。
ア　剣先スコップ
イ　ツルハシ
ウ　大ハンマー
エ　掛矢
オ　なた
カ　鋸
キ　おの
ク　その他携帯用資機材
⑸　救助用ロープの収納は，前記８－３⑷カのとおりとすること。
⑹　予備ボンベは，収納棚を設けて積載すること。
⑺　油圧式救助器具等の重量物は，できる限り下方へ収納すること。
⑻　かぎ付単はしご，マンホール救助器具及び担架等の長物を積載するボックスには，ステンレス製の枠を取り付けること。
⑼　マット型空気ジャッキのマットは２枚ずつ区切って収納し，マットの出し入れが容易に行えるようにすること。
なお，小型マット型空気ジャッキについては，一括収納とすること。
⑽　資機材収納部（内部）の予備スペース
ア　予備の積載スペースを数多く確保すること。
イ　予備の積載スペースには，すべて収納箱を取り付けること。
ウ　取り付ける収納箱はアルミ製とし，スペースに合わせ製作すること。
エ　収納箱は収納品が動かないように確実に固定でき，かつ必要に応じ内部を区切ること。
オ　収納箱は収納品の重量等に対し，十分な強度を有しているものとすること。
カ　収納箱の両側に折りたたみ式の強固な取ってを取り付けること。
キ　収納箱の端々は，折り曲げるか又はゴムを長期使用に耐えるよう取り付けることにより危害防止に努めること。
ク　収納箱の引出装置を適切に取り付けること。

17　取付品，積載予定品及び付属品
⑴　取付品，積載予定品及び付属品は，別表のとおりとし，この仕様書で指定するもの以外で公表された標準添付品は，すべて納入すること。
⑵　積載予定品及び付属品のうち，文字を記入するものについては，次のとおりとすること。
ア　書体は，楷書丸ゴシックとすること。
イ　大きさ及び色については，適宜とすること。
ウ　記入文字については，契約後別途指示する。
エ　積載予定品のうち，別表３の救助用資機材一覧で指定するものについては，救助用資機材名を記入すること。
オ　品名は，次のとおり記入すること。
(ｱ)　資機材収納部の扉を開放した時，救助用資機材の品名が確認できる側に記入すること。
(ｲ)　救助用資機材を収納箱に収納する場合は，上記同様に扉を開放した時，救助用資機材の品名が確認できる側の収納箱に記入すること。

18　その他
⑴　当該車両のメンテナンス体制
点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は１日以内とすること。
⑵　技術員の派遣体制
修理依頼から現場到着までの所要日数は１日以内とすること。

⑶　メーカー技術員の派遣体制
修理依頼から現地到着までの所要日数は２日以内とすること。

別表１　取付品一覧表

番号	品　　　名	数量	備　　　　　考
1	消防章（φ150mm真鍮製）	１個	全体をクロームメッキ処理し，中央を切り込み金メッキ処理した真鍮製の仙台市章を埋め込んだもの
2	キセノン探照灯	１式	湘南工作所製　ＳＴ−３０ＸＨ１０Ｎ　手動伸縮装置付　付属装置１組　又は同等以上の性能のもの
3	自動昇降装置付投光器	１式	ＬＥＤ照明　１２００Ｗ×２灯式以上、（伸縮装置、下部照明及び無線ラジコン付）、付属装置１組　又は同等以上の性能のもの
4	モーターサイレン	１式	大阪サイレン製前部開放６ＳＡ型、又は同等以上の性能のもの、付属装置１組
5	散光式赤色警光灯	１式	ＬＥＤ式
6	赤色点滅灯（フロントグリル及びバンパー側部）	６個	ウイレン製　ＬＩＮＺ６ＢＲ２４又は同等以上の性能のもの
7	赤色点滅灯（フロントスポイラー）	２個	ウイレン製　Ｍ７ＦＣＲ２４　又は同等以上の性能のもの
8	赤色点滅灯（側･後）	側４ 後２	ウイレン製　Ｍ６ＦＣＲ２４　又は同等以上の性能のもの
9	作業灯（側部）	４個	大阪サイレン製　ＬＩ－３１　又は同等以上の性能のもの
10	作業灯（後部）	２個	ウイレン製　Ｍ６ＢＵＷＣ２４　又は同等以上の性能のもの
11	作業灯（フロントパネル・後部保護板）	４個	ウイレン製　ＰＥＬＣＣ２４　又は同等以上の性能のもの
12	電子サイレンアンプ	１式	本体１台　大阪サイレン製 TSK-5102V、又は同等以上の性能のもの、付属装置１組（消防用広報メッセージは、契約後打合せとする）
13	スピーカー	２個	50W
14	路肩灯	２個	24V-25W程度（LED可）
15	時計	１台	リズム時計製大型デジタル時計8AD852型（埋込型）、又は同等以上の性能のもの
16	ＦＭ・ＡＭラジオ	１台	シャシーメーカー純正品、又は同等以上の性能を有するもの
17	冷暖房装置	１式	シャシーメーカー純正品、又は同等以上の性能を有するもの
18	サンバイザー	２個	運転席及び助手席用
19	サイドバイザー	４個	ステンレス製
20	ホイールステップ	１組	左右前輪各１個、ホイールと同色
21	バックライト	２個	
22	バックブザー	１式	ブザー１組、サイレンアンプ内蔵の音声警告１組（右折、左折、後退）、付属装置１組、

番号	品　　　名	数量	備　　　　　考
23	スポットライト	３個	フレキシブルライト（ＬＥＤ式）
24	無線機等	１式	150MHzー日本アンテナ製　WH-BAN-M6＆ELS-500型、又は同等以上の性能のもの、配線等各1組 260MHzー日本アンテナ製　WH-BAN-M6＆ELS-500型、又は同等以上の性能のもの、配線等各2組 400MHzー日本アンテナ製　WH-BAN-M6＆150M/M型、又は同等以上の性能のもの、配線等各1組 無線装置（150MHz） 別紙1「消防業務用超短波無線電話装置(R)仕様書」のとおり
25	登録ナンバープレートフレーム（前・後）	各１個	ステンレス製
26	補助ウィンカー（左・右）	各１個	
27	キャブ内収納箱（Ａ・Ｂ）	各１個	大きさは、次のとおりとする。 (A)　運転席と助手席間を有効に使用できるもの (B)　幅650㎜、奥行220㎜、高さ300㎜程度
28	車外無線送話機ボックス	１個	
29	ウインチ	１式	大橋機産㈱製　ＭＣＷ５５０ＲＲＴ又は同等以上の性能のもの リモコン、ラジコン、張力計、標準付属装置、取付装置、ワイヤー等各１組
30	クレーン	１式	３段ブーム、ラジコン装置、標準付属品
31	はしご積載装置	１式	手動式
32	自動充電装置	１式	過充電防止機能付き。キャプタイヤコード10m付
33	車輪止め	４個	合成ゴム製（取っ手付）

別表２　付属品一覧表

番号	品　　　名	数量	備　　　　　考
1	すのこ板	１式	合成樹脂製
2	フロアマット	１式	キャブ用前後各１組、フットスイッチ等がある場合は、適切な穴あけ加工をすること。
3	愛車セット	１組	標準品、ボディワックス（250g）含む
4	タイヤチェーン	２組	SCC製ケーブルチェーン、又は同等以上の性能を有するもの
5	標準工具	１組	シャシーメーカー標準積載品
6	点検ハンマー	１本	1/4ポンド
7	オイルパンヒーターコード	１本	商用電源接続用キャブタイヤケーブル10m　コンセント形式：片側商用AC100V用平行2芯､片側マグネット式
8	鍵	１式	エンジンキー（ドアキー兼用）×３本 架装部収納ボックス×各３本 その他施錠装置×各３本
9	非常信号用具	１式	発炎筒､２色信号灯（ＬＥＤ型マグネット付）､赤旗､非常停止板、各１本、いずれも保安基準適合品であること
10	冬用タイヤ	６本	スタッドレスタイヤ（アルミホイール付）
11	スペアタイヤ	１本	
12	スノーブレード	１式	
13	車輪止（待機用）	１個	合成ゴム製で２mのロープ付き
14	予備電球（シャシー分含む）	１式	シャシー及び架装部分の取付数と同数（ヘッドライト及びＬＥＤ電球除く（シャシー分にあっては保安基準にかかるもののみ）
15	予備ヒューズ（シャシー分含む）	１式	ブレードヒューズは種類ごとに各５個，その他は種類ごとに各１個（ブレーカー除く）
16	予備シーラー	２本	赤と透明のもの各１本（チューブ入り）
17	ネジロック剤	１本	スリーボンド製1401B型200g入り缶、又は同等以上の性能を有するもの
18	補修用塗料	３缶	朱色､銀色各１缶（500cc缶入）
19	シリコングリーススプレー	３本	YONE製　消防自動車用メンテナンスオイルスプレー（220cc入）、または同等以上の性能のもの

別表３　救助用資機材一覧表

1 「型式」欄:「式」及び「セット」と表されているものは付属品等1組をいうものである。
2 「同等品以上可」欄:「○」印が付いているものは、同等品以上の性能の物に限り認めるものとする。ただし、同等品の場合には、消防局担当者に現物を提示するなどして性能を示し、協議のうえ決定することとする。
3 「表示」欄:「○」印が付いているものは、当局が塗装工程前までに別途指示する文字を記入すること。ただし、表示方法については、契約後、別途協議を行うものとする。
4 「積載別」欄:「○」印が付いているものについては、積載装置または収納箱等により、資機材別に収納すること。ただし、積載方法等については、契約後、別途協議を行うものとする。

資機材①

資機材名	型　　　式	数量	同等品以上可	表示	積載別
一般救助用器具					
かぎ付はしご	関東梯子製　KHFL TOT-31（チタン製）	1	○	○	○
三連はしご	モリタ製　MTTL-387（チタン製）	1	○	○	○
サバイバースリングまたは救助用縛隊	藤倉航装製 AZ-1031-1型	1	○	○	○
平担架	エルゴン　WMR－16159/V	1	○	○	○
	付属品　ヘッドロック（WMR－9150）	1	○	○	○
	ストラップ（WMR－9156）	1	○	○	○
ロープ	東京製綱　M打（白、青、赤、黄、緑）一式	2	○		○
カラビナ	KA102WS　1箱	5	○		○
	KA12KS　1箱	10	○		○
滑車	KT02A	5	○		○
重量物排除用器具					
油圧ジャッキ	ﾎﾙﾏﾄﾛ社製　ｼﾘﾝﾀﾞｰ型ﾃﾚｽｺﾋﾟｯｸﾗﾑ　TR4350C	1	○	○	○
	ラムサポート	1	○	○	○
	ハンドポンプ　HTW1800C	1	○		○
油圧スプレッダー	ウェーバー社製　SP35L E-FORCE　セット	1	○	○	○
	付属品一式（充電器1個、バッテリー4個）				○
可搬式ウインチ	チルホール　TU－16（牽引用ワイヤー含）一式	1	○	○	○
マンホール救助器具	アリゾナボーテックス　一式	1	○	○	○
切断用器具					
油圧切断機	ホルマトロ社製　CU4007C GP（替刃含）	1	○	○	○
エンジンカッター	ハスクバーナ社製　K970レスキュー	1	○	○	○
	替ブレード一式（金属3　非金属3　ダイヤモンド2）	1	○		○
ｶﾞｽ溶断器	ペトロゲン社製　PCP-OZ型　一式	1	○	○	○
チェーンソー	ハスクバーナ社製　445e（レスキューチェーン）	1	○	○	○
	替刃	2	○		○
検知・測定用器具					
可燃性ガス測定器	理研社製　GX-8000　4成分浮子式ガス採集器8mﾄランク付	1	○	○	○
有毒ガス測定器※※	ドレーゲル社製　イグザム3000	1	○	○	○
	付属品　吸引ホース（15m）	1	○		○
	フロートプローブ	1	○		○
	テレスコーププローブ	1	○		○
	アルミ収納ケース	1	○		○
	アルカリ乾電池パック	1	○		○
呼吸保護用器具					
空気呼吸器	重松社製 ライフゼム NM30F(CS)	5	○	○	○
	付属品　面体収納バッグ	5	○		○
	予備ボンベ　（150度バルブ）	2	○		○
	ボンベカバー	22	○		○
隊員保護用器具					
耐電手袋	ヨツギ　YS－101－8－1	3	○	○	○
安全帯	ツヨロン　2wayﾘﾄライト　TRL－521　紺色	5	○	○	○
携帯警報機	ドレーゲル社製 BG1000　タリー・ボタン付	5	○	○	○
化学防護服（陽圧式を除く）※※	トレルケム社製　EVO typeT（保管用バッグ付）	2	○	○	○
陽圧式化学防護服※※	ドレーゲル　チームマスタープロET	5	○	○	○
水難救助用器具※					
救命胴衣	NRS社製　ラピッドレスキュアーPDF	5	○	○	○
水中投光器	ライトジャパンポラリオンヘリオス社製　PS-PH40 HIDライト　防水（予備バッテリー付属）	2	○	○	○

資機材②

資機材名	型　　　　式	数量	同等品以上可	表示	積載別
山岳救助用器具※					
登山器具一式					
プーリー	ペツル製　レスキュー	10	○		○
	ペツル製　ツイン	8	○		○
	ペツル製　タンデムスピード	2	○		○
	ペツル製　クートネー	2	○		○
	CMCレスキュー　スイーベルプーリー(シングル)	2	○		○
	CMCレスキュー　スイーベルプーリー(ダブル)	2	○		○
ロープクランプ	ペツル製　レスキューセンダー	10	○		○
	ペツル製　マイクロセンダー	5	○		○
リギング用具	ペツル製　ポーM	2	○		○
	ペツル製　ポーL	2	○		○
アンカーストラップ	ペツル製　コネクションフィックス200cm	2	○		○
	ペツル製　コネクションファスト	2	○		○
降下器	ペツル製　ID S	6	○		○
スイベル	スイベルL	3	○		○
ハーネス	ペツル製　ナバホボット	6	○		○
ランヤード	ペツル製　ジェーン60cm	8	○		○
ストレッチャー	レスキューストレッチャーバーティカル	1	○	○	○
カラビナ	DMM製　ボア　クイックロック	8	○		○
	シモン　ジャンボ　オート	8	○		○
ザイル	ｴｰﾃﾞﾙﾘｯﾄ　ﾊﾟﾌｫｰﾏﾝｽｽﾀﾃｨｯｸ　10.5mm×100m(スノー)	12	○		○
	ｴｰﾃﾞﾙﾘｯﾄ　ｾｰﾌﾃｨｽｰﾊﾟｰⅡ　11mm×100m(ターコイズ)	6	○		○
	ｴｰﾃﾞﾙﾘｯﾄ　ｾｰﾌﾃｨｽｰﾊﾟｰⅡ　11mm×100m(ファイア)	6	○		○
	ｴｰﾃﾞﾙﾘｯﾄ　ｽﾀﾃｨｯｸﾌﾛｰﾄ　11mm×200m(オレンジ)	1	○		○
	ｴｰﾃﾞﾙﾘｯﾄ　ダイナマイト　10.5mm×50m	9	○		○
ロープバック	ペツル製　パーソナル	7	○	○	○
	ペツル製　トランスポート	4	○	○	○
	ペツル製　クラシック	4	○	○	○
スリング	ﾌﾞﾗｯｸﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞ　ｽﾍﾟｸﾄﾙﾗﾝﾅｰ　61cm	20	○		○
	ﾌﾞﾗｯｸﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞ　ｽﾍﾟｸﾄﾙﾗﾝﾅｰ　112cm	20	○		○
プロテクター	ウルトラプロエッジプロテクター	1	○		○
バスケット型担架	ファーノ社　タイタンTI	1	○	○	○
	付属品　吊り下げベルト　4ポイントﾌﾞﾗｲﾄﾞﾙ	1	○	○	○
その他の救助用器具					
投光器一式	アイストーム30	1	○	○	○
	付属品　　三脚　PHCX＿505	1	○	○	○
	コードリール　日動　RBW－E305	1	○	○	○
	延長コード　日動　PSW－20E	1	○		○
携帯投光器	ライトジャパンポラリオンヘリオス社製PS-PH40XenonHIDライト(予備バッテリー付属)	1	○	○	○
	ファイヤーバルカンLED(充電器付属)	4	○	○	○
携帯拡声器	TS613L(蓄光型)	2	○	○	○
その他の携帯救助工具					
鳶	鳶　グラスファイバー柄	2	○	○	○
耐電棒	シノハラ電気　ジイスコン棒	2	○	○	○
ナイロンｽﾘﾝｸﾞ	ﾏﾂﾓﾄ㈱製ﾏｯｸｽｽﾘﾝｸﾞMS-1　3m(50㎜、75㎜)　各1本 Cﾊﾟｯﾄ付	4	○		○
	ﾏﾂﾓﾄ㈱製ﾏｯｸｽｽﾘﾝｸﾞMS-1　6m(50㎜、75㎜)　各1本 Cﾊﾟｯﾄ付	4	○		○
	ﾏﾂﾓﾄ㈱製ﾏｯｸｽｽﾘﾝｸﾞMS-1　10m、75㎜　Cﾊﾟｯﾄ付	4	○		○
ベルトスリング	ベルトスリング　AZ1030－1型	1	○	○	○
敷板	一式(250×250×50　2枚、350×700×50　4枚)	1	○	○	○
角材	一式(130×130×300　1本、130×130×400　1本、160×160×500　2本)	1	○	○	○
金テコ	径25mm×1200mm	2	○	○	○
斧	ジャフコ　CA28型	2	○	○	○
特殊工具一式	ソケットレンチ15丁組(mm)　TONE260M－ISO	1	○	○	○
	メガネレンチ8丁組(mm)(45°ロングタイプ)　TONE　M446	1	○	○	○
	T型トルクスレンチ　セット	1	○		○
	スパナ6丁組　TONE35M(mm), TONE30(inch)	1	○		○
	六角レンチ(1.27, 1.5, 2.0, 2.5, 3.0, 4.0, 5.0, 6.0, 8.0, 10.0)	1	○		○
	ウォーターポンププライヤ　TONE　KWP-250	1	○		○
	コンビネーションプライヤ　TONE　CP－200	1	○		○
	ペンチ　TONE　CT-175G, RP-150G	1	○		○
	ニッパ　TONE　KN-150G	1	○		○
	ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ(+)(-)　TONE　(TPD－001, 002, 003)(TMD－075, 150)	1	○		○
	両口ハンマー, ゴムハンマー	1	○		○
	平タガネ径19×190㎜程度, コンクリート用タガネ22×300㎜程度	1	○		○
	金属製工具箱(上記工具を収納し, 車載できるもの)	1	○	○	○
インパクトﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ一式	マキタ　TP140DRFX	2	○	○	○

資機材③

資機材名	型　　　　式	数量	同等品以上可	表示	積載別
その他の救助用器具					
ホールソー	インパクトレンチ ﾋﾙﾃｨｰ社製 SIW 22T-A B22/2.6 LI 2-Set	1	○	○	○
	付属品 ㈱ミヤナガ ﾊﾞｲﾒﾀﾙﾎｰﾙｿｰ ｴｽﾛｯｸ 32番	1	○		○
高圧活線警報機	HX-6型	5	○		○
車両・重量物固定器具	オート・クリブ AC-17型	2	○	○	○
ヘッドライト	ペツル ピクサ3	5	○		○
ウインドポンチ	ホルマトロ ウインドポンチ	1	○		○
記録用ビデオカメラ一式	キャノン iVIS HF G10	1	○		○
ひざ、ひじパッド	シルバーフォックス エルボーパッド	8	○		○
	シルバーフォックス ニーパッド	8	○		○
ガラス破壊器具	グラスマスター	1	○		○
携帯式油圧カッター	ウェーバー社製 RSX160-50 E-FORCE セット	1	○	○	○
	付属品一式（充電器1個、バッテリー4個）	1			○
リングカッター	ハスクバーナ社製 K970 RING	1	○	○	○
	替ブレード	5	○		○
安全ベスト	saver's救助隊員用ベスト（安全ベスト）	6	○	○	○
個人用ガス検知警報機	ドレーゲル社製 イグザム2000	5	○	○	○
	付属品 外付けポンプ	5	○		○
	外付けポンプ用防じん防水フィルター	5	○		○
	テレスコーププローブ（900㎜）	5	○		○
	校正アダプター	5	○		○
	クリップ	5	○		○
分離式担架	ファーノ社 タイタンTIスプリット（4ポイントﾌﾞﾗｲﾄﾞﾙ付属）	1	○	○	○
重量物排除用器具					
マット型空気ジャッキ一式	フェテル社製 ﾆｭｰﾏｲﾃｨﾊﾞｯｸﾞSTEC（角型）	1	○	○	○
	ｻｲｽﾞ V-14,V-22,V-29,V-28L,V-50(各1)				
	調整器	1	○	○	○
	SBVホース10m	2	○	○	○
	ストップバルブ	4	○	○	○
大型油圧スプレッダー	ﾎﾙﾏﾄﾛ社製 SP4230C（予備チップ含）	1	○	○	○
	チェーンアダプタ	1	○	○	○
	チェーンセット	1	○	○	○
切断用器具					
大型油圧切断機	ﾎﾙﾏﾄﾛ社製 CU4050C NCT Ⅱ（替刃含）	1	○	○	○
	ｴﾝｼﾞﾝﾎﾟﾝﾌﾟ PU30C	1	○		○
	ホース C05OU	1	○		○
	ホース C05BU	1	○		○
	ホース C15OU	1	○		○
	ホース C15BU	1	○		○
ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋切断用ﾁｪｰﾝｿｰ※	ハスクバーナ社製 K970 チェーン（予備チェーン×1）	1	○	○	○
	予備チェーン	5	○	○	○
	加圧式水タンク	2	○	○	○
破壊用器具					
削岩機	ﾋﾙﾃｨｰ社製 1500AVR	1	○	○	○
ハンマドリル	ﾋﾙﾃｨｰ社製 TE70-ATC	1	○	○	○
	付属品 コアビット （F－BK 43.5P）	2	○	○	○
	コアビット （TE－F GKG 105）	2	○	○	○
	シャンク （TE－FY－GS 26/28）	1	○	○	○
	センタードリルピン （ZBP）	1	○	○	○
	ガイド （BKG43.5）	2	○	○	○
	ガイド （BKG105）	2	○	○	○
	ドリルビット （TE－YX20/32）	1	○	○	○
	ドリルビット （TE－YX30/57）	1	○	○	○
	ドリルビット （TE－YX40/57）	1	○	○	○
呼吸保護用器具					
酸素呼吸器	カワサキ式 OXY－GEM11型（予備ボンベ含む）	5	○	○	○
簡易呼吸器	ｴｱｳｫｰﾀｰ社製 ライフレスクミニ2	2	○	○	○
送排風機	ｻﾝｷﾃｸﾉｽ社製 PEF型282Y（ダクト×2付属）	1	○	○	○
隊員保護用器具					
耐電衣	ヨツギ YS－121－1－5	2	○	○	○
耐電ズボン	ヨツギ YS－122－1－2	2	○	○	○
耐電長靴	ヨツギ YS－111－9－5	2	○	○	○
特種ヘルﾒｯﾄ※	ハスクバーナ社製 ｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝ ﾍﾙﾒｯﾄｼｽﾃﾑ一式	1	○	○	○
その他の救助用器具					
ロープ登降機	ペツル製 アッセンション一式（B17WRA×2、B17WRL×2）	1	○	○	○
発電機	ホンダ社製 16i	1	○	○	○

資機材④

資機材名	型　　　　式	数量	同等品以上可	表示	積載別
高度救助用器具					
画像探査機　Ｉ型	オリンパス社製　IV8675L1-SV90	1	○	○	○
画像探査機　Ⅱ型	プロカム　PC-780S2	1	○	○	○
地中音響探知機	デルサー社製　Life detector-ld3-6	1	○	○	○
熱画像直視装置	ドレーゲル社製　UCF9000	1	○	○	○
夜間用暗視装置	ナイトビジョン　ナイトストリームSB	1	○	○	○
地震警報機	高見沢QｱﾗｰﾄﾏｰｸⅡSR-P100B最新基本キット	1	○	○	○
電磁波探査装置※	OYO社製　レスキュースキャンLL　2PLUS	1	○	○	○
二酸化炭素探査装置※	能美防災社製　ライフエクスプローラー3	1	○	○	○
水中探査装置※	サイドイメージソナーAK-1型	1	○	○	○

別紙１

消防業務用超短波無線電話装置（R）仕様書

平成２５年度
仙台市消防局

１　適　用

本仕様書は，仙台市が購入する消防車両に搭載する無線電話装置について必要な事項を定める。

２　概　要

支給する装置は，１０W単信方式車載型の水晶発振制御シンセサイザー方式でＦ２Ｄ及びＦ３Ｅの電波を使用する１５０ＭＨｚ帯無線電話装置である。

３　手続き

受注者は，本装置引渡しの時点から無線局（「陸上移動局」）として正式運用ができるよう受注者の負担において関係機関に対し必要な手続き（無線局変更申請）を行うものとする。手続きに必要な事項は別途指示する。

受注者は，本装置の納入時に次の完成図書（車両１台当り）を一括提出すること。

ア　無線局免許状　1部
イ　無線局申請書の写し（東北総合通信局の押印されたもの）　1部
ウ　機器構成一覧図（接続系統図，施工図）　車両の完成図書の数＋1部

４　装置の構成（車両１台当り）

本装置は，次の機器類をもって構成する。

⑴　送受信機（取付金具を含む　別途支給）　1台
⑵　ＤＣ／ＤＣコンバータ（入力22.0～30.0V 出力13.8V±10%　5A以上）　1個
⑶　電源ノイズフィルター　1個
⑷　送受話器（ハンドセット型，掛金具を含む）　3個
⑸　スピーカー（ボックス型，車内用２個，車外用１個）　3個
⑹　通話切替器（スピーカ出力を車内又は車外へ切替）　1個
⑺　通話分配器（車内・車外の４箇所より常時送信可能）　1個
⑻　取付工事雑材　1式
⑼　ＡＶＭ端末装置　1台
　（富士通製ＣＡ－１００Ｅ型又はＨＧ－２ＳＰＵ０２型　別途支給）
⑽　ＡＶＭ補助端末装置　1台
　（富士通製ＣＡ－１０１型又はＨＧ－２ＡＤＰ０１Ｒ型　別途支給）
⑾　ＡＶＭ端末装置用ケーブル　1式
⑿　外部アンテナ　1式
　（１５０ＭＨｚ車載型無線機用，ケーブル，コネクタ含む）
⒀　外部アンテナ　1式
　（４００ＭＨｚ車載型無線機用，ケーブル，コネクタ含む）
⒁　外部アンテナ　2式
　（２６０ＭＨｚ帯デジタル無線機用，ケーブル，コネクタ含む）

５　機器仕様

⑴　無線局呼出名称（別途指示）を送受信機，送受話器に表示すること。
⑵　車両整備等でバッテリーを取外す等，送受信機への電源が完全に長期間断たれても，電源を投入した際にチャンネルが次のいずれかの状態になること。
　ア　予め設定した主チャンネル
　イ　電源切断直前のチャンネル

６　取付仕様

⑴　受注者は，本装置を消防車両に取り付けること。なお，受注者から要求があるときは，

支給品に関して必要な技術資料を提供する。

⑵　アンテナを除く各装置（別途支給のＡＶＭ端末含む）の取付場所は車室内助手席側付近とすること。なお，操作部と送受話器は運転席側からも容易に操作できる場所に取り付けること。

⑶　電源は，本市が指定する箇所から取り出すこと。

⑷　各ケーブルにあっては適度な余裕をもたせ，またその余長は束ねる等の処理を行うこと。

⑸　本装置一式を取り付け後，総合調整を行うこと。

⑹　取付場所，配線等の詳細にあっては，発注者の取り付け作業現場立会い及び協議によって決定すること。

7　取付時期

取り付けは，車両登録（車検取得）日前日までに完了すること。

8　その他

⑴　本仕様書に疑義が生じた時は，発注者の指示または承認を受けること。また，本仕様書に明記されていない事項であっても，当然に必要なものについては受注者の負担でこれを処理すること。

⑵　接続系統図等　　別図のとおり

別図１	接続系統図	（ＣＡ－１００Ｅ型）
別図１－１	ＡＶＭ端末装置概観図	（ＣＡ－１００Ｅ型）
別図２	接続系統図	（ＨＧ－２ＳＰＵ０２型）
別図２－１	ＡＶＭ端末装置概観図	（ＨＧ－２ＳＰＵ０２型）

（担当：総務部管理課　施設装備係）

Ｒ車系

別図１　接続系統図（ＣＡ－１００Ｅ型）

別

図1－1　AVM 端末装置概観図(CA100E型)

別図２　接続系統図（ＨＧ－２ＳＰＵ０２型））

番号	塗装色
A	マンセル6Y8.5/0.5 GS30
B	N2.5 GS30
C	N2.5 GS30
D	N2.5 GS30
E	N2.5 レザー

別図2－1　AVM端末装置概観図(HG-2SPU02型)